

令和3年開成町議会 6月定例会議 会議録（第1号）

令和3年6月18日（金曜日）

○議事日程

令和3年6月18日（金） 午前9時00分開議

日程第 1・会議録署名議員の指名

日程第 2 · 一般質問 (11人、11項目)

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

1番	下	山	千	津	子	2番	佐	々	木	昇
3番	武	井	正	広		4番	前	田	せ	つ
5番	茅	沼	隆	文		6番	星	野	洋	一
7番	井	上	三	史		8番	山	本	研	一
9番	石	田	史	行		10番	井	上	慎	司
11番	湯	川	洋	治		12番	吉	田	敏	郎

○説明のため出席した者

○議会事務局

事務局長田中栄之書

記 佐 藤 久 子

○議長（吉田敏郎）

皆さんおはようございます。

開会前ですが、議場内の皆様に周知をさせていただきます。本日、議場内に町の花でありますアジサイを飾らせていただいております。このアジサイは、下延沢在住の山本靖様より借り受けたものでございます。

皆様に周知させていただくとともに山本靖様の御厚意に感謝を申し上げたいと思います。

皆さん、おはようございます。

ただいまより令和3年開成町議会6月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（吉田敏郎）

6月定例会議の議事日程（案）につきましては、お手元に送付のとおり、去る6月10日に開催されました議会運営委員会において決定されたものです。お手元に送付のとおりで御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

御異議なしと認め、6月定例会議の議事日程につきましては、議事日程表のとおりと決定をいたしました。

なお、本定例会においては、新型コロナウイルス感染防止のためマスクの着用と着座での発言を許可しております。

直ちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。開成町議会会議規則第122条の規定により、議長において、3番、武井正広議員、4番、前田せつよ議員の両名を指名いたします。

日程第2 一般質問を行います。

質問の順序は、通告順に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

御異議なしと認めます。よって、一般質問は通告順に行うことになりました。

それでは、一般質問を行いますが、質問、答弁は簡潔にお願いをいたします。

それでは4番、前田せつよ議員、どうぞ。

○4番（前田せつよ）

皆様、おはようございます。議員番号4番、前田せつよです。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。コロナ禍における防災備蓄及び避難所開設の事前準備は万全か。

国は改正災害対策基本法を5月20日に施行し、市町村の発令する避難情報について

て、「避難勧告」を廃止し、「避難指示」に一本化をいたしました。町民への早急な周知徹底が必要あります。

現在、コロナ禍において町の防災訓練は従前どおりに実施できない状況にあるため、様々な想定を捉え、積極的な対策を講ずることが町民一人一人の安全安心に直結すると考えます。

例えば、防災の備蓄品については、感染症対策物資の充実を図り、備蓄品を廃棄することが決してないよう具体的な施策を展開するべきであります。そこで、使いながら備蓄する「ローリングストック」と言われる計画を食糧品とともに、紙オムツや生理用品などにも柔軟に取り組み、さらに防災倉庫内でも安全に迅速な作業を行うため、一目でどこに何があるのか分かるようにしておくことも重要であります。それは、避難所開設時においても同様の視点から進めるべきです。

以上のことから、次の事項を問います。1、備蓄品の食糧品・紙オムツ・生理用品などをローリングストックする考えは。2、防災倉庫内のレイアウトの明確化を。

3、避難所立ち上げ時に必要な物品を収納した「避難所開設ボックス」を各避難所に配備を。

以上、登壇からの質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは前田議員の御質問に順次お答えをいたします。1つ目の備蓄品の食糧品・紙オムツ・生理用品などをローリングストックする考えは、についてお答えをいたします。

ローリングストックの推進については、町内のスーパーで、各家庭用に3日分の備えとして、食の備蓄定期宅配サービスを実施しており、町防災訓練や、消防出初式のときに、自助の取組の一環として、町でも町民の皆様に周知・啓発を行ってきたところであります。

開成町で備蓄している食糧品については、町備蓄指針により計画的に更新をし、期限切れ間近のアルファ米などは、町防災訓練の自主防災会炊き出し訓練で、非常食の試食という形で有効活用しております。

昨年は、町防災訓練が中止となつたため、今後は町内でこども食堂を運営している法人やフードバンク等への寄贈など廃棄することのないよう有効活用を図っていきたいと考えています。

紙オムツや生理用品などの衛生用品についても、食糧品と同様、廃棄することのないよう、ローリングストックのような有効活用策を今後検討していきたいと考えております。

2つ目の防災倉庫内のレイアウトの明確化を、についてお答えをいたします。

防災倉庫内のレイアウトの明確化については、令和2年度松ノ木河原多目的広場内に整備をした新たな防災倉庫を契機に、備蓄品等の集約化、明確化を進めております。

松ノ木河原多目的広場内の防災倉庫では、職員が迅速に作業、運搬できるよう災害初動期に使用する発電機、食糧品などのほか、避難所で使用する毛布を集約したところであります。

また、町内に点在しているコンテナ型の防災倉庫についても備蓄品等の集約を進め、災害時に備蓄品や資機材をすぐに使用できるよう倉庫内の配置を明確にしています。

最後に3つ目の避難所立ち上げ時に必要な物品を収納した「避難所開設ボックス」を各避難所に配備を、についてお答えをいたします。

避難所開設ボックスの配備については、広域避難所5か所及び災害時要援護者用拠点施設である福祉会館の計6か所へ避難所等を開設時に必要な避難者名簿、安否情報連絡用紙、防災倉庫チェックリスト、筆記用具のほか、広域避難所運営マニュアルなど必要な物品を1つのボックスに収納し、迅速に避難所開設が図れるよう配備しております。

今後も避難所開設時に迅速かつ的確な行動ができるよう、引き続き職員を対象とした避難所開設訓練など実動訓練を実施し、災害初動期の対応力向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

一定の答弁をいただき、ありがとうございます。

町の防災備蓄品について、食糧品以外の紙オムツや生理用品なども有効活用するローリングストックする視点から再質問をいたします。

生理用品についてですが、国会においても、日本では5人に1人の若者が買うことに苦労したという実態などが取り上げられ、また、全国的にも注目をされている生理の貧困という問題がございます。コロナ禍の影響もあり、生理用品を買えずに困っている女性が多くいらっしゃいます。私も実は、ひとり親家庭の方々と5月下旬にお会いする機会がありましたときに、「実は苦労しているんです。生理用品をください、支援してくださいとはどうも言い出しにくいのです。支援いただければ大変に助かります」とのお声をいただいております。

国の内閣府男女共同参画局が、生理の貧困に係る地方公共団体の取組を既にしている自治体を対象にして、調査結果を5月19日時点でまとめてございます。その中身を見てみると、今回取り組んでいるという団体、その団体の7割、72%が生理用品の調達元として、防災の備蓄品を当てているという数字が出ております。次いで、予備費の活用も含む予算措置が約2割との情報が提示されておるところでございます。その中には、交付金を活用して、既に取り組んでいる自治体の小枠の部分は外しての情報ということでございますが、以上のことを踏まえまして、開成町として、本町として、生理の貧困に対してどのように対応するのか、御見解をお聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

前田議員が言われるように、生理の貧困という言葉は、ここマスコミでも、各自治体の首長さんの6月の議会の中でも様々質疑があったということも、私も認識しています。このようなコロナの関係で、経済的格差の中で生理用品が買えないという、その中で生理の貧困という言葉が出てきたと思います。今回、前田議員から、防災関係の質問があります。私も昨年、松ノ木河原公園に新しく防災倉庫ができましたので、その中を見に行ってきました。きちんと毛布とか発電機が、集約されて、整理されています。その横には食糧品できちんと棚のところには、賞味期限が書いてあります。どれが先に出したらいいかというものが一目で分かるように、新しい防災倉庫の中はできておりました。その中の一部に、生理用品や紙オムツもあります。これは期限が書いていないのでいつのというのは、ちょっと分からなかったのですけれども、袋の様子、ちょっと日に焼けたような劣化が見られたので、相当年数がたっているのかなというふうに感じられました。やはり生理用品も含めて、これは衛生用品でありますので、きちんと年月を決めて、新しいものに入れ替えをするということはしていかなければいけないのかな。そういった中で、フードバンクに食べ物は、きちんと行き先を今、確保してやっておりますけれども、生理用品の必要な人に必要なものがいくような各種団体のところにきちんと見つけて、これから定期的に入れ替えをして、その入れ替えのときに出了たものが無駄にならないようにやっていきたいと、今後はきちんと検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

ただいま倉庫内の紙オムツですとか、生理用品の期限についても、町長のほうから御答弁いただいたわけですが、実は箱根町さんの最近の事例をお伺いいたしますと、様々な物品を備蓄品として購入するときに、業者さんから、これは一体、使用期限はいつですかと、必ず尋ねるようにしていると。そうしましたときに、生理用品は、各種メーカーはありますけれども、3年と言われたと。また、紙オムツはメーカーによって、うちは5年です。うちは6年です。うちは10年ですと、そのようなパターンで業者さんから聞き取りをして、それを基にして、備蓄をして、有効活用、ローリングをするというようなお話をあったところでございます。

ほかの物品についても、防災備蓄品についても、やはり全ての物品の適正な使用期限というのを、これを機会に、一つ一つ明確にしていただければなというふうに思うところでございます。

今、御答弁いただいたように、フードバンクや、必要としている人の団体にというお話をありました。

もう1点、私のほうからお願いといたしましては、例えば、町に訪れた方が、そ

いう団体に属さない方が欲しいと言われたときにもいただけるような、例えばネットを通じて、このような、例えばカード状のものをダウンロードして、その紙を持ってきて、どこどこの窓口に来たら、そっと生理用品が分からないように紙袋に入って渡せるような、個々に対しても生理用品、紙オムツ等の御提供も考えていただきたいというふうに思うところでございます。いかがでございましょうか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

今の提案は、防災の関係とは少し離れますけれども、福祉の関係になるかと思いますけども、その点についてもいろいろ様々な自治体のやり方等を検討しながら考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

ありがとうございます。今、まさに町長がおっしゃったように、私、同僚議員もそうでしょうけれども、一般質問する際は、必ず1課だけでは收まらずに、やはり縦割りの行政だと言われることがないように、今、町長から御発言あったように、縦横無尽に、様々な担当課で、1つの施策に対して、町長発信の中で、柔軟に取扱いをしていただけるという認識をいただいた案件だというふうに理解をさせていただきます。

2番目の防災倉庫内のレイアウトの明確化をという小項目を通告させていただいた中で、先ほど申し上げました、それぞれの物品の使用期限も明確にという、先ほど御提案もいたしました。その中でそれぞれの物品がそれぞれに有効的な利用をするということもそうですが、その体制づくり、まさしく1課だけでは收まりませんし、NPO法人さんですとか、社協さんですとか、様々な団体が関わって、防災の備蓄品のそれぞれの品物が有効活用されるものだというふうに認識をいたします。そのしっかりとした防災の備蓄品を有効活用する体制づくりをやっていただきたいというふうに思いますが、御見解をお聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、ただいまの体制づくりということでお答えさせていただきたいと思います。

防災備蓄品につきましては、基本的には、今言われたように食糧品ですか、生理用品・紙オムツを含む衛生用品、それと災害時用のトイレですか、資器材等、計画的に備蓄しているところでございます。備蓄の体制についてということなのですけれども、一般的に広域避難所等で開設する場合の備蓄品については、防災安全課のほうで計画的に備蓄していると。

また、災害時の要援護者用施設である福祉会館については、福祉介護課のほうで計画的な備蓄等をしている。また、災害等が長期化した場合には、職員が順番に人員配置とかしていかなければいけないで、その辺の職員の食糧等については、総務課のほうで実施をしている。このような形で体制づくりの分散化等をしているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

ありがとうございます。様々な課にわたっているという大きな流れ、体制が見えてきたところでございます。それをさらにその中に備蓄品の物品を載せて、きちっとこう動かすと、誘導させる、有効活用されるという動きになるということを期待させていただきたいと思います。

実は私、防災備蓄品については、再三にわたって、2年前もそうなのですが、液体ミルクの配備をと、折に触れて提案をしております。2年前にも一般質問させていただいたときには、町答弁では、保存期間が短いから備蓄品には適さないという御答弁をいただいておりますが、実はあれから、液体ミルクが常温で14か月、1年2か月もつものも開発をされております。また、近隣を見回しますと、小田原市、南足柄市、山北町、松田町と、既に液体ミルクの導入が済んでおるような状況にございます。液体ミルクについての備蓄品としての御見解をお聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

確かに以前に、液体ミルクの関係は前田議員から言われまして、この近くのスーパーと災害協定を結んで、いざとなればそこから調達をするというふうな考え方を多分してきたと思います。

粉ミルクと違って、お湯で溶かす必要がないため、断水時など有用で、常温保存したものを、哺乳瓶に移し替えるだけの量ですので、確かにそういう意味では有効であるし、全国的にも今、自治会の中でも広がっているというふうに認識はしております。

また、国からも災害時の授乳環境整備として、液体ミルクの活用を推奨しているということも今出しております。今後は液体ミルクの備蓄を試験的に導入して、備蓄する数量等も検討していきたいと今考えております。いざとなったとき、液体ミルクは、災害時に乳児が生きるための早期に必要不可欠な物資であるというふうに認識もしておりますので、またコロナの関係で、災害時に乳児を連れて避難所に行くことを不安と思っている、そういう保護者の方も一方でいられますので、賞味期限の短い液体ミルクこそ、前田議員が提案されたように、ローリングストックとして備蓄してもらえるよう、この啓発も併せてしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

町長、まさしく私がさらに質問をさせていただこうと思いました液体ミルクもローリングストックということで、先んじて前向きな御答弁をいただき、ありがとうございます。

それでは、小項目の3項目めでございます。避難所立ち上げ時に必要な物品を収納した「避難所開設ボックス」を各避難所に配備をということで、6か所に既に配備してあるという御答弁をいただきました。実は、その開設ボックスを使った訓練を、職員を対象として、今行っているという御答弁だったわけですが、ぜひ、開成町14自治体それぞれに防災意識が高く、リーダー的存在の方が必ずいらっしゃるわけで、コロナ禍ですので、大勢の皆さんとは、訓練はできませんけれども、職員が日頃行っています、そのボックスを使った訓練を、ぜひ、地域のリーダーの方も取り込んだ形の訓練の展開をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。基本的に広域避難所につきましては、職員のほうで、開錠して点検をした上で施設が使えるようであれば開設をするというような流れで、一連の流れでいきます。

また、自治会、自主防災会については、例えば地震災害時の場合につきましては、今度は地域避難所、自治会館とかを地域避難所の方を解説してもらうというような職員と町民との役割分担ができているということなのですけれども、議員の今御質問のあったとおり、今後、例えば、広域避難所等についても長期化した場合には、避難者ですとか、自主防災会の人が中心となって運営していただくというような形の中で、町でも今年度防災講座の中で、そういう広域避難所の開設の手順、役割分担等の運営方法を学ぶ講座というのを、今後、これから、実際には10月頃を予定しているのですけれども、実際、町民の方にも体験して訓練してもらう。こういったメニューを考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

ぜひよろしくお願ひいたします。私の一般質問のタイトルの中に、やはり事前準備、開設の事前準備は万全かというフレーズがございます。事前準備ということで、避難所にまず行く。そうすると、鍵を持った施設管理者、もしくは町の職員を待っているという状況が伺えるわけでございます。

そこで1点御提案申し上げます。実は、私の調べたところによりますと、千葉県の

富津市、また、徳島県の吉野川市等々、その避難所開設が迅速になるために、避難所の自動開錠ボックス、また、感震式キーボックス。うちの町は、感震ブレーカーということで、様々町内広がってるわけですけれども、そのボックス版ですね。感震式キーボックス、このボックスは震度5弱を感じると、自動的にそのボックスを手動で開けることができて、その鍵を持って、避難所、例えば学校の体育館とかを開けることができるということで、停電しても、無電源で作動するために、大変に有効であるということで、千葉県の富津市さんでは、3年がかりで市立の小中学校16校の体育館の入り口に配備をしたということでございます。

近年続いている風水害は予測ができますが、その富津市さんの担当の職員の方に伺うと、やはり道路の寸断とかいう地震は、突然起こるので、そのことを考えたときにいち早く、避難所の中に、住民の方が行っていただけるということで有効であるということで、施策として取り入れたというお話を聞いたところでございます。

開成町におきましても、感震式キーボックス、避難所の自動解除ボックスという2つの名前が、日本全国であります、その設置というものに対して、前向きに御検討していただけるお考えはいかがでしょう。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それではお答えしたいと思います。今、言われました自動開錠ボックス、私もあり聞き慣れないことだったんですけれども、先ほどもちょっとお話をさせていただきましたが、うちのほうは広域避難所については、1人の者が鍵を管理しているわけではなくて、それぞれの各課において、広域避難所を開設する場合には、誰か一番参考した人とともに、数人で広域避難所に行ってもらうと。そこで門を開けて、施設の確認をするということでございます。窓ガラスが破損していないかですか、開けたとき、天井が落ちてないか、また、床が陥没していないか、そういういたるものを見てもって、確認した後、開設するというような運びになっておりますので、現時点では、今、御提案のあったシステムについて導入する考えは、今のところは持っていないところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

先ほど地域の防災リーダーとともに、開所時の訓練を重ねていきたいという答弁をいただいたわけであります。その中で避難所を開設したときには、まず、安全かどうかの建物確認から始まろうかと思いますけれども、その辺がしっかりと熟したときには、ぜひその避難所自動解錠ボックス、または感震式キーボックスの設置についても、その折、また、併せて御検討を願えればというふうに思います。

町長いかがでございましょうか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

今、担当課長が言わされたように、今の時点ではどうなのかなという。やはり安全、施設の安全を確認された中で、避難者を受け入れるという形ですので、いきなり早く行って、開ければいいというものでもないので、その辺はいろいろ調査研究しながら、今後に生かしていければ、生かしていきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

ぜひよろしくお願ひをいたします。

本町は、県内市町村人口増加率トップと昨年10月の国税調査においても発表がなされております。大変に喜ばしいことですが、大きな責任をこの場にいる皆様も痛感されておりますことと存じます。だからこそ、町民一人一人の視点に立った他市町村に先駆けた施策を十分に展開していただきたいということを申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（吉田敏郎）

これで前田議員の一般質問を終了とします。

引き続き、一般質問を行います。

3番、武井正広議員、どうぞ。

○3番（武井正広）

皆さん、おはようございます。3番議員、武井正広です。通告に従いまして質問させていただきます。富士山ハザードマップの改定に伴う本町の対応について。

令和3年3月26日、富士山火山防災対策協議会が開催され富士山ハザードマップを17年ぶりに改訂し公表しました。この協議会は山梨県、静岡県、神奈川県、関係市町村、国で構成されています。今回の改定での調査対象は、前回の3,200年前以降から5,600年前以降に拡大し、想定する火口の範囲を広げ、地形データも詳細に反映し、溶岩の噴出量は記録上最大とされる13億立方メートルとしたとのことである。

これまで降灰による影響は想定されていましたが、今回の改定では、最悪の場合、溶岩流が本町を含む足柄平野2市4町にも到達するとのことであります。

翌日からのマスコミ各社の報道を見ると、「開成町は約1万8,000人が暮らし、人口増加率は県内トップクラス。家屋は6,500棟に上る。そんな町全域が大規模噴火時には溶岩流に覆われる可能性を突きつけられた」などもあります。

最悪の場合、町が消滅してしまうという本町にとって極めて大きな問題が突きつけられた今回の改定であります。

一方で本町含む足柄平野には過去5,600年、175回の噴火の歴史上溶岩流が

到達した事実はありません。

本町ではこの問題をどのように捉え、今後どのように対応していくかを問います。

よろしくお願ひします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは武井議員の御質問にお答えします。

富士山は全国に48ある噴火警戒レベルの対象火山ですが、1707年の宝永噴火を最後に300年以上沈黙が続いている活火山であります。

今回の富士山ハザードマップの改定は、活動火山対策特別措置法に定める、火山防災協議会として設置された「富士山火山防災対策協議会」において、最新の科学的知見に基づき、平成30年度から令和2年度にかけて改訂作業を行い、令和3年3月に改訂されたものです。今回の改定により、これまで想定されていない新たな噴火口を含む、想定火口範囲が設定されるとともに、溶岩流など紛失物の規模や範囲が大きく見直されました。開成町においては、これまで降灰による影響が懸念されていましたが、新たに溶岩流による被害想定が示されました。

改定で示されたシミュレーションでは、中規模以上の溶岩が噴出された場合は、町域の一部が、大規模噴火の場合では全域に及ぶなど、重大な災害リスクが明らかになりました。

シミュレーションでは、過去5,600年間で175回の噴火履歴を基に想定したものではありますが、最大想定噴火量13億立方メートルの溶岩が噴出した回数は1回である、大規模噴火の想定噴火口69か所のうち、開成町に影響がある噴火口は3か所であります。

同様に、中規模以上で町域の一部に影響が出る2億立方メートル以上の溶岩が噴出した回数はこれまでに7回あり、大規模噴火も含む中規模以上の想定噴火口160か所のうち、開成町に影響のある噴火口は5か所であります。

また溶岩流の流下速度は開成町のような平たんな地域では人間の歩く速さで避難が可能であり、噴火量の多い大規模噴火の場合、町北部に溶岩流が到達する時間は、噴火後、最短で5日と8時間で到達する想定となっております。

このように開成町に影響がある噴火口の数や、過去の噴火履歴から、溶岩流が開成町に到達する可能性は限りなく低く、むやみに恐れる必要はないと考えておりますが、いつ起こるか分からぬ最悪の事態として、日頃から備えておくことが重要と考えております。

開成町では、3月26日に富士山ハザードマップの改定を公表以降、3月30日には、町議会へ改定概要及び今後の町の対応について説明を行い、4月14日には、全自治会長へ説明するとともに、町ホームページにも掲載し、被害想定の正しい情報の周知に努めてきましたところであります。

噴火という地球規模の活動を止める手段はないことから火山災害においては地域

住民等の、生命、身体を守るための「広域避難」が重要であると考えております。

今回の富士山ハザードマップ改定に伴い、令和4年度向け県要望で、避難時間の確保や避難時間の短縮に向け、事前対策や噴火直前と噴火後における緊急対策に関し、噴火対策の充実強化を早急に図られるよう新規要望として予定をしているところであります。

また、今年度改定作業を進めている地域防災計画の改定については、新たに「富士山火山対策編」として、平時に町が実施すべき事項をまとめた事前対策や噴火警報の伝達、町民への避難指示基準などの災害応急対策等について計画に盛り込む予定であります。

今後の町民への周知については、11月頃に開催予定のまちづくり町民集会で地域防災計画改定（案）を基に説明を行い、火山災害に対する意識の啓発や避難方法等の理解促進を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

武井議員。

○3番（武井正広）

一定の詳細な答弁をいただきました。それでは再質問を行いたいと思います。今回のハザードマップ改定の発表は衝撃でした。何しろこの開成町が消滅するかもしれないという発表です。3月26日の夕方からはこのニュースばかりです。私は個人的には冗談ではないよという想いでした。

まず最悪を想定するということは理解できます。過去5,600年175回の噴火で最大の溶岩流13億立方メートルを想定する。発表された以上は準備をしなければなりません。しかし先ほどの質問でも述べたように繰り返しになりますが、過去5,600年175回の富士山噴火の歴史上で足柄平野に溶岩流が到達したことはないことも事実であります。

本町はここまで長い年月をかけて継続的なまちづくりを進めてきたことによって、人口は増加し、活力あるすばらしい町になってきました。先日発表された国勢調査の結果でも、県内で人口増加率1位になるなど、まだまだ開成町はアクセルを踏み、人口増加を目指して現状であります。このことに対しても今回の発表はどれだけマイナスイメージになるのか。

しかし、町が消滅するかどうかという最重要問題の発表にも関わらず、町のトップである町長からは町民に対し、何の発信もありません。近隣市町も、もちろん影響は甚大ですが、本町以外は町の一部となっています。しかし本町の場合は最悪の場合、町全域全てが溶岩流で覆われ消滅してしまうという発表です。

町長の最も大切な責任とは、町民の生命、そしてこの町を守ることではないのでしょうか。町長自身は、今回のハザードマップの改定をいつ聞き、そしてこの改定を、発表をどう考えているのでしょうか。この場で我々に、そして町民の皆さんにもしっかりとどう考えているのかお答えください。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

今、武井委員が言わされたように、過去ないから、今後もないということは決して言えない今の状況、時代だと思っています。

確かにこのような発表を初めて聞いたときに、なんてことなんだろうと内心は思いました。

しかし、きちんといつあるかないか分からなくとも、確率が低かろうと、対策はきちんとしておかなければいけない。これは町としての責任だと私は思っています。

それから、今、武井議員は、町長は何も発信しないというふうなことを言われましたけれども、すぐに先ほどは答えましたけれども、議員の皆さんに対しても、自治会長の皆さんに対しても、町のホームページに対しても。また、幸いに開成町は、専門員として、自衛隊出身の葛西さんを今回採用したことの中で最大の成果かなと、私は認識しています。ＮＨＫでも取材に来ていただきました。なぜＮＨＫが開成町に来たか。全部が避難する開成町がなったからではない。それに対して、葛西専門員ほか、事前にこの報告書の中身を精査して、開成町のこれからどうしたらいいかということをきちんと計画も立ててくれた専門員がいたから、ＮＨＫは何で開成町こんなに早く対応できるのだというふうな形で取材に来ていただいたと私は認識をしています。そういうのを含めて、この問題については、きちんとこれからも、先ほど話をしましたけれども、秋には町民集会の中できちんと町民の皆さんに、心配な部分と安心な部分と、きちんと説明をしていく。これは開成町だけの話ではないので、神奈川県ともきちんと対応しながら、神奈川県の中では、今年度中、様々な案について計画がかかるということで、改めて来年早々には、県がこれに対しての対応策がきちんとでき上がった時点で、また町民集会、まちづくり集会の中で、県に対して一緒に説明をしていくというふうな考えを今持っておりますので、この中でまた、分からぬけれども、いろいろな質疑の中で、今後の対応について担当のほうから説明をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

武井議員。

○3番（武井正広）

町長から、今、答弁いただきまして、議員にも説明したと。確かに説明いただきました。しかし、そのときには、町長からの直接の話というのは聞いた記憶は、私の中ではなかった気がします。担当課長だとか、葛西専門防災員から伺ったという記憶があります。

今、葛西専門員のことをおっしゃっておりましたが、これはまさしく、いていただいてよかったですなど、すごく思います。この間のＮＨＫの番組を見ていましたし、やはりそこはよかったですなと思います。

次に移りますけれども、今、町長からそういった答弁の中で、町長の感じ取りといふのは、僕も受け取りました。私個人的には、本当に悔しい。この東日本で一番小さな町が、県内人口増加率トップになるなど、必死にまちづくりを頑張っている中で、この発表。全国各地で甚大な風水害の自然災害は起きてしまっていますが、過去の歴史を遡れば同様な被害が記されてることはとても多いと思います。

しかし、過去5,600年175回の富士山噴火で、足柄平野に溶岩流は歴史上到達したことはない中での今回の想定です。

そこで伺います。今回のハザードマップの改訂は、科学的に地形も解析し、詳細にデータに基づいて作成したということです。先ほどの答弁で、本町に影響がある噴火口の数や、過去の噴火履歴から溶岩流が本町に到達する可能性は限りなく低く、むやみに恐れる必要はないと説明されていました。

それでは、本町に溶岩流が届く可能性というのも、ある程度科学的に想定できる部分はあるかと思いますが、限りなく低いというのは、どの程度考えられているんでしょうか、現状として。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

今言われたように、過去の中規模以上の噴火の発生回数ですとか、本町に影響があります想定噴火口などを勘案しますと、あくまで机上での計算ということになりますが、大規模噴火によって、開成町が溶岩流に覆われる確率は、0.024%、0.024%でございます。

同様に中規模噴火の場合であっても開成町に溶岩流が到達する確率は、0.125%、0.125%ということになっておりますので、机上での計算であります非常に低い確率であるとは言えると思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

武井議員。

○3番（武井正広）

ありがとうございます。今の中規模噴火、大規模噴火での机上での確率ということで計算されたということ。ほぼ99.9%噴火しても溶岩流が本町に届く可能性はないだろうということを、今、私は感じました。少し安心しました。

もちろん発表されてしまった以上は、最悪を考えて想定はしなければいけません。しかし、町民の皆さんも今の話を聞いて、大分安心されたのではないでしょうか。

しかし、最近も5月26日には、NHKで、首都圏ネットワークで放映されていました。富士山噴火ハザードマップ見直し、溶岩流は神奈川まで、始まった対策。その番組の半分以上は開成町でした。

町長はもちろん見られたと思うのですが、最悪は溶岩流で町が覆われると。町外に

逃げるしかないと。視聴者の方は、町民の方々は、そして将来開成町に住みたいなと思っていられる方々は一体どう感じたのでしょうか。ですから、町の想定ではほぼ99.9%、この開成町には届かないだろうという想定と事実、町内外にしっかり発信していくいただきたい。それが何よりも今住んでいられる町民の皆さんのお不安解消にもつながりますし、これからまだまだ人口を増やしていこうと考えてる本町にとっては、とても大切なことと考えます。

様々な方法で分かりやすく、丁寧に発信していきたいですが、例えばホームページ、広報、パンフレット、そして町民集会、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それではお答えしたいと思います。町長の答弁にもありました、11月頃に町民まちづくり集会で地域防災計画改定（案）の中で火山のことについて触れると、説明すると。それ以外には、8月に防災特集ということで町の広報誌のところでも触れたい。

それと先ほどの前田議員の質問でもあったのですけれども、防災講座を今年度は実施します。昨年はコロナでできなかつたのですけれども、その中でも8月に、開成町において予想される災害リスクについて学んだりとか、災害発生時の対応というようなことで、これも新たに富士山火山について、受講者の方には周知をしていきたい。このように考えているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

武井議員。

○3番（武井正広）

よろしくお願いします。とにかく丁寧に、しっかり町内外に発信していってください。

今回の富士山ハザードマップの改定で、本町も富士山火山防災対策協議会の構成自治体の一つとなったわけです。この協議会は、最初の質問でも触れましたが、山梨県、静岡県、神奈川県、国そして対象の自治体となっています。そしてこれに伴い本町は、政府から活動火山対策特別措置法、活火山法に基づく火山災害警戒地域に指定されたわけです。

今回最悪の場合、溶岩流が流れてくるのは、酒匂川を伝ってくるわけです。上流域は静岡県の鮎沢川から流入するですから、この際、酒匂川全体の管理も県ではなく国に任せるべきではないのでしょうか。

今後も様々な対策も講じられるわけですから、ぜひ協議会の中でも訴えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

酒匂川の国管理というのは、ほかの議員さんからも出ておりまして、我々もそういうふうな形で、動きもしております。なかなかすぐ実現というわけにはいきませんけれども、そのような意識の中で、広域の中でも様々仲間を増やしながら、そのような形で動きはしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

武井議員。

○3番（武井正広）

今回のこの富士山の溶岩流に関しては、やはり酒匂川流域の中では、開成町が一番重要なポジションになってくると思いますので、ぜひ今もおっしゃられたように仲間を広げながら、積極的な声を上げていっていただきたいと思います。

それから、次の質問になりますけれども、想定される溶岩流についてなのですが、実は溶岩流の制御という考え方方が、世界では様々な取組事例があります。溶岩流を食い止めたり、向きを変えるために爆破や堤防を造ったり、多量の水を先端部に放水し、堤防化を試みたりと、日本でも2002年には、山梨、静岡、神奈川の合同防災訓練の中で、溶岩流制御の実地訓練も行われた実績もあります。

今後、富士山火山防災対策協議会の中で、ぜひ考えていただきたいことでもあります。

酒匂川の上流には、三保ダムもありますから、放流による溶岩流の先端部分の温度を下げ、堤防化するなどということも考えられるのではないでしょうか。有事には有事の考え方があるはずです。

避難計画とともに溶岩流の制御についてもぜひ検討していっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。先進的な部分で言うと、静岡県、山梨県というのは、神奈川県よりある程度、火山、富士山、お膝元ということもありまして、進んでおります。

例えば、山梨県の防災局のほうでは、安全を確保するための富士山噴火総合対策というのをまとめております。そのときには、噴火直前、噴火直後の今言われた、例えばハード面といったところでは、仮設堰堤等を緊急設置して、ある程度流れを食い止める。流れを、流下させるのを遅らせる。そういうようなハード対策というのも、こちらのほうの総合対策に中には明記されているところでございます。

開成町においても、今後、この本協議会のワーキンググループですとかコアグループ、こういった機会を捉えて、神奈川県の方でも積極的なハード対策というのを実施していただけるように、声を上げていきたいというのと、先ほど、ちょっと長くなりますが、先ほど一級河川化という話がありました。実は、うちのほうも昨年、地域要

望、足柄上郡要望ということで、これは風水害を対象として、酒匂川の一級河川化の調査研究を進めてほしいというような要望は既に出しております。

ただ、今回、この3月に富士山火山というのがありましたので、そういったことも踏まえて、また引き続き調査研究のほうをしていただきたい、このような要望は続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

武井議員。

○3番（武井正広）

酒匂川の一級河川化ということの要望もされてるということですが、今回のこういった事象、とにかく開成町が中心になり、声を上げていっていただきたいと思います。ぜひ国を挙げて、この開成町を守れるような方法、方向に向かっていっていただきたいと思います。

それでは最後の質問になります。

今後、避難計画を策定していくわけですが、全町民避難となると、それはもう大変なことで、簡単にはいかないと思います。時間もかかるでしょう。避難の方向に関しても、最悪降灰とともに考えたときに、偏西風を考えると、東側への避難はどうなのだろうかということもあるかもしれません。

南方面の伊豆方面や、あるいは小田原漁港から船を活用した避難なども考えなければいけないかもしれません。

最悪の状況でも、まず町民の安全を確保できる計画策定をぜひお願いしたいです。

まだまだこれから時間もかかることだと思いますが、避難計画全体の策定というのを、いつ頃をめどに考えられているのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それではお答えしたいと思います。避難計画につきましては、こちらは活火山対策特別措置法の中では義務ではありません。あくまで任意ということで、基本的には地域防災計画に反映させなさいよということなのですけれども、地域防災計画の個別計画として静岡県ですか、山梨県の市町のほうで作成しているので、うちのほうでも作っていきたいというふうに考えてるところなのですけれども、元々は広域避難計画というのを協議会のほうで作成します。そこで開成町が、どこのほうに広域避難するのだよというのが決まった後に、並行して作業は進めておりますけれども、開成町の避難計画を作成することですので、広域避難計画については、今年度末を予定しているということですので、うちのほうとしても、今年度末の策定を目標に計画作りに進めていきたい。このように考えているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

武井議員。

○ 3 番 (武井正広)

ありがとうございます。今年度末、とにかく避難計画といつても本当大変なことだと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

これで質問は終わりになりますけれども、今回、最初からの質問の、質問答弁の中でずっと言い続けているように、町長からもありましたけれども、安心面と、それから準備するということを、両面をしっかりと丁寧に説明していくということが一番大切だと思いますので、これからよろしくお願ひいたします。

以上で、私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長 (吉田敏郎)

これで武井議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。再開を 10 時 10 分といたします。

午前 9 時 57 分

○議長 (吉田敏郎)

再開いたします。

午前 10 時 10 分

○議長 (吉田敏郎)

引き続き一般質問を行います。

2 番、佐々木昇議員、どうぞ。

○ 2 番 (佐々木 昇)

皆様こんにちは。2 番議員、佐々木昇でございます。本日は通告に従いまして 1 つの項目について質問させていただきます。官民連携による民間活力の活用を。

いまだに収束が見えないコロナ禍により、本町においても本年度の町税収入は減収となる見込みであります。また、国、県等の補助金についても、必ず額面どおり交付されるか見通しがつきかねる状況であります。

コロナの影響は、地方公共団体だけの話ではなく、民間企業も大きな影響を受けている業種も多々ありますが、こういったときこそ専門的知識と経験を持つ民 (N P O や団体、町民など多様なものを含みます) と連携して新しい取組を始めるべきと考えます。

官民連携とは、これまでの行政主体による公共サービスを、誰が最も有効的で効率的なサービスの担い手になり得るのかという観点から、行政と多様な構成主体との連携により提供していく考え方であり、官と民がそれぞれお互いの強みを生かし、最適な公共サービスの提供を実現していくための一つの方法と考えます。昨年度実施された機構改革により、協働・連携推進班が新設され、官民連携、協働を強力に推し進める体制が整ったと考えます。

そこで官民連携事業について町の考えを伺います。1、協働・連携推進班は、情報を収集や横断的な調整機能をどのような仕組みで行っているのか。2、昨年度の官民連携の取組とその検証は。3、今後の官民連携による取組策は。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは佐々木議員の御質問にお答えをします。

官民連携は、協働の手法の一つであり、行政と民間が連携し、民間の持つ多種多様なノウハウ・技術を活用することにより、行政サービスの向上、財政資金の効率的の使用や行政の業務効率化等を図ろうとするものであります。社会情勢の変化、地方分権と地方創生の推進、町民ニーズの多様化・高度化、町民活動の活性化・参加意識の高まりなどから、自治体にとって協働のまちづくりが求められております。

町としては、官民連携を積極的に活用すべきものと考えております。

1つ目の協働・連携推進班は、情報収集や横断的な調整機能などのような仕組みを行っているかについてお答えをいたします。

協働・連携推進班は、協働がスムーズに取り組めるよう全庁的な調整や必要に応じた支援をする機能を担っております。協働を推進するための主なものとして、「町が実施する協働事業の進行管理」、「職員の協働意識の醸成」、「町民公益活動団体等に対する支援」に取り組んでおります。具体的には、平成31年3月に改定した協働推進計画の実施計画の進行管理、協働・連携推進班の職員が講師となった町内研修、町民公益活動団体等に対しスキルアップを目的とした研修、情報交換を目的とした交流会の開催、情報収集・発信等に取り組んでいるところであります。

それでは2つ目の昨年度の官民連携の取組とその検証についてお答えをいたします。

官民連携の事業については、防災・安全、福祉、健康づくり環境保全など各分野で様々な形態があり、各所管で連携をしております。これらの協働事業については、平成31年3月に改定した協働推進計画の、実施計画を、毎年度進行管理し、協働推進会議で御意見をいただきなど評価していただいております。

なお、令和2年度の主な取組としては、町と郵便局との包括連携に関する協定を締結したことが挙げられます。高齢者、障害者、子供、その他町民等の見守り活動や、道路等の異常、不法投棄・動物の死骸の情報提供などに協力をいただいております。また、令和2年度に、協働の活動拠点となる町民活動サポートセンターを町民センター内に設置することで調整を進めておりましたが、コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、残念ながら1年遅れることになってしまいました。

最後に、3つ目の今後の官民連携による取組策についてお答えをいたします。

令和3年度は、延期されていた町民活動サポートセンターの開設に向けて、町民センターの改修、備品の整備等の準備を進めています。町民活動サポートセンターは、活動場所の提供だけでなく、情報収集・発信の支援等のソフト面の支援も充実をさせます。協働推進計画の事業を着実に進めるとともに、町民活動サポートセンターを拠点に、町民公益活動団体等の活動を支援し、協働のまちづくりを推進してまいります。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

ただいま町長から一定の答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁、これちょっと協働に偏っていたように思うのですけれども、まず、官民連携や包括連携協定の流れについて確認させていただきたいと思います。

今後、行政が複雑多様化する行政課題に的確かつ効率的に対応するためには、官民連携をいかに進めるかが一つの鍵となってくると考えておるのですけれども、官民連携や包括連携協定について答弁では、協働・連携推進班が全序的な調整機能を担っているとありましたけれども、その一方で、各所管で連携しているというふうにもあつたのですけれども、窓口調整機能として、協働連携推進班が機能しているのか。それとも、実際には各所管がそれぞれ相手等を見つけて調整をしているのか。その辺りどうなのが伺いたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

協働推進担当課長。

○協働推進担当課長（遠藤直紀）

議員の御質問にお答えします。官民連携、包括的な連携という部分もありますが、まず、課題となっていることであったり、サービスの向上に向けたもの、こういったものに関しては、所管のほうでまず、民間さんとこのような取組ができるのではないかと考えることがございます。

具体的に申し上げますと、例えば、災害時の対応であれば、昨年の例で言いますと、例えば、小田原獣医師会さん、こういったところが動物救護活動の協定を締結したり、災害時に要援護者の移送をするというようなところで、福祉タクシーの会社さんとも協定を結んでいるということがあります。また、ほかの分野においても、環境保全であれば、使用済みのインクカートリッジ等、こういったものを再資源化するというものであったり、その時々、その所管のほうで考えて協定を結んでいるということもあります。

先ほど紹介、説明させていただきましたように、郵便局との協定という部分は包括的なものでございますが、そういったところは話が郵便局さんのはうからあつたところもございますけれども、今後、いかにその部分を、連携を強めていくのかという部分は、協働連携推進班のほうで積極的に対応していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

今、答弁を聞いておりまして、私的に、やはり各所管事業者さんと、というようなことが現状かなというふうに思うのですけれども、今後、全序的な調整機能という部分もしっかりとやっていただきたいかなというふうに思うのですけれども、協働・連携

推進班として、ちょっとその辺今後、何か取組について考えていることあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

協働推進担当課長。

○協働推進担当課長（遠藤直紀）

官民連携につきましては、現在の今の時代の流れとしまして、官と民が協働して公共サービス、こちらのほうを提供していくというのが、積極的に行うべきであるというふうに考えているところでございます。

情報収集ですか、そういったものにつきましては、所管だけではなく、当然その協働、官民連携を進める上で、積極的に情報収集に協働・推進連携班のほうで努めて、そこの辺りは全府的に、本来でありますと、そのような形で努めて、各課との連携というのを、強めていくように努めていくことで考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

まさに、私、次に質問させていただこうと思いました、先進自治体とか、近隣自治体、この辺の情報収集ですね。この辺、どのように行われるか。また、そういった情報共有を府内全体でどのようにしていくのかという、今、答弁で行なっていきますよとありましたけれども、もう少し具体的に、どのような形、方法でという考え方がありましたら、もう少し具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

協働推進担当課長。

○協働推進担当課長（遠藤直紀）

1つは、これから全ての業務、事業を行っていく上で、協働であったり、官民の視点を意識しながら取り組んでいくということは非常に重要なことであると思いますので、その情報の収集の仕方としましては、官庁速報のようなものであったり報道の内容で、その辺りを真に課題となっているというようなものを、そこは考えながらというような部分を進めていくことと、あと官民連携に関しましては、民間さんからの提案という場合もございます。こういったところをしっかりと必要性であるとか、そういうお話を聞くというようなことをしながら、広い視点で情報収集には努めていくということでやっていってきたいと思います。

後は関係課の中でも、それぞれの業務で、連絡、広域的な協議会等もございますので、そういったところで先進的な取組をやってるというようなところのお話からも情報を得ているというところもございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員。

○ 2番（佐々木 昇）

分かりました。先進自治体とか、近隣自体の情報がすごく大事だと思いますので、しっかりと行っていただきまして、また、それをしっかりと全庁で共有するような取組にしていっていただきたいというふうに思います。

続きまして、昨年度の取組につきましては、答弁を聞いた限りですと、包括連携的なところが主なのかなというふうに感じましたけれども、先ほど郵便局さんの取組がありましたけども、これ以外に何か取り組んだことがあるようでしたら、お伺いしたいと思いますけれども、よろしくお願ひします。

○議長（吉田敏郎）

協働推進担当課長。

○協働推進担当課長（遠藤直紀）

議員の御質問にお答えします。官民連携という部分では、様々な分野、それぞれの様々な形態で連携している部分がございますが、令和2年度に新たに連携を結んだと、実施をしているという形になったのは、協定ということが一つの形になりますので、その協定を締結したものとして挙げさせていただきますと、先ほど説明をさせていただきましたが、災害時の対応として、小田原獣医師会さん、福祉タクシーの千+αさん、それから環境保全の関係では、廃トナーカートリッジ等の再資源化のジット株式会社さんとの協定、それから地域福祉の見守り活動として、小田原ヤクルト販売株式会社さんと、開成新聞社、こちらと町民宅を訪問した際に、異常を発見した場合に連絡をいただけるというような協定を結んでおります。

また、令和2年度ということで、コロナウイルス感染症の関連で、富士フィルム株式会社さんからそちらで製造された除菌クロス、こちらのほうを対策として、御提供いただいていると。支援をしていただいているという協定を締結してございます。いずれにしましても、町のほうとしましては、官民連携と協定をすることで非常に助かるというような事例でございます。

また、協定ということではないのですが、最近、今年度の内容として、6月15日から、コロナワクチンの接種の予約が始まっておりますが、携帯電話の会社さんのほうから予約のサポート、こちらのほうをしていただいているということも連携の一つであるというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員。

○ 2番（佐々木 昇）

ありがとうございます。これまでの取組ということで、包括連携的なところが、やはり多いのかなというふうに思いますけども、これはこれでいろいろ取組を行っているということで理解をいたしました。

続きまして、今後の取組についてですけれども、まず、私この官民連携というところで今回質問させていただきましたけれども、これは昨年度、協働・連携推進班が自

治会の負担軽減に向けた改善事項検討結果報告書というのをまとめられたのですけれども、この中で、町は自治会と協働によるまちづくりを促進していくために、高齢化、担い手不足という大きな課題を抱える自治会の負担感を軽減するため、自治会へ依頼する手法を見直していく必要があるということで、負担軽減策を検討し、幾つかの項目が挙げられ、改善に取り組んだということでした。

その中の項目の一つに、広報の配布、集約及び全戸配布、回覧の見直しについてというような項目がありまして、改善策としては、発行回数を減らすなどの対応をされたということでしたけれども、この広報配布については、以前から私も関係される方々からの負担が大きいということで話を聞いておりました。この広報等の配布について、昨年末に近隣の自治体で民間の力を活用して、広報のポスティング、こちらを始めようとしているというような報道、こちらをちょっと拝見しまして、この取組を開成町でもぜひ取り組めないかというふうなことを感じたのが、一つの理由だったのですけれども、この取組についてはもう御存じだというふうに思いますけれども、そこでちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、この取組について、町では何か検討されたのか。また、何か考えがあればお聞きしたいというふうに思います。

○議長（吉田敏郎）

企画政策課長。

○企画政策課長（山口哲也）

広報の関係ですので、私のほうから御回答申し上げます。ただいま佐々木議員のほうから、近隣で官民連携事業として公報の配布事業を行った事例があると、承知しているかという御質問だったかと思います。そのことは我々も承知をしておりまして、現在、そういった先行自治体と、また広告会社、ポスティング事業者等と情報を収集しているというような段階でございます。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

ありがとうございます。この件に関しても情報収集等を、調査・検討的なところを行っているようですけれども、少し確認も含めてお聞かせいただきたいのですけれども、答えられる範囲で結構ですけれども、まず、自治会さんの役員の負担軽減という観点から見て、広報の配布方法について、このポスティングというのが一つありますけれども、そのほかに何かほかの方法みたいなものがあるようでしたら、その辺もお聞かせいただきたいのですけれども。

○議長（吉田敏郎）

企画政策課長。

○企画政策課長（山口哲也）

それでは、佐々木議員の御質問にお答えいたします。先ほどからお話が出ていますポスティングといったもの以外に、例えばですが、新聞折り込み、郵便による方法などというものもございます。新聞折り込みというのは、費用面ではポスティングと大

差はないといったところがございますが、現在のこの御時世で購読者数が大分減っているといったことがございます。現在の自治会経由よりも配布できる世帯が減ってしまう可能性があるというところ。我々といたしましては、現在届いている世帯に届かなくなるというのは避けたいというふうに考えております。

また、郵便による方法がございまして、これは配達地域指定郵便と言われるものでございます。このメリットといたしましては、全世帯に届けることは可能になるといったことはございますが、費用が大変高価になるといったことがございます。これらのよいところを、これら2つの方向のよいところを合わせたのが、官民連携のポスティングになるのではないかと、このように考えております。

以上になります。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

ありがとうございます。この広報の配布については、現在考えられる中ではポスティング、これが一番よい方法なのかなというふうに理解させていただきました。

それでは、メリット、デメリットというところで、このポスティングについて、まずメリットというものはどのようなものがあるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

企画政策課長。

○企画政策課長（山口哲也）

それでは、佐々木委員の御質問にお答えいたします。

ポスティング配布によるメリット、どのようなことが考えられるのかといったことかと思われます。まず広報担当課といたしましては、理論上全世帯に配布することができるようになるといったことが挙げられます。全町民への公平な町政情報の提供という町民サービスの向上につながるのではないかというふうに考えております。町からの情報がより多くの人に伝わることになり、情報力の発信強化につながるといったことが考えられます。

もう1点は、先ほど議員のほうからもお話がございましたが、この方法を用いた場合ですが、結果的に自治会の役員の皆様の負担軽減につながるという可能性が挙げられます。令和元年度の町民集会でも、広報配布は非常に自治会役員の皆さんのが大きいというような御意見をいただいたところでございます。こういったポスティングにより、直接配布されるようになれば、役員の方の負担も軽減されるのではないかというように考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

ありがとうございます。今、メリットということで聞きました。それでは逆に、デメリット。こちらというのも正直あると思いますけれども、デメリット的なところはどのようなものが考えられるか。ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

企画政策課長。

○企画政策課長（山口哲也）

それでは、逆にどういった不具合、デメリットがあるかという御質問でございます。

まず1つといたしまして、これはポスティングに携わる配達員の方の人数にもよってくると思いますが、一般的な場合ですが、配布に4日から5日かかるというふうに聞いております。また、全戸配布ということを考えますと、現在の広報の印刷物を大幅に増刷しなければいけないと。そういうふたつ費用面の課題も一方ではございます。

官民連携事業といったことに限って申し上げますと、これは民間事業者の広告物が同封されるといったことになっていきます。このために、こういった趣旨の事業であるということへの理解が必要になってきます。これは町民の方への事前の丁寧な周知が必要になってくるのではないかと考えてございます。

以上になります。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

ありがとうございます。ただいま、メリット、デメリットということでお聞きいたしましたけれども、デメリット的なところも、今後、町からしっかりした対応をしていただいて、町民の方々の理解、こちらをしっかり得ていけば、何とかこのデメリット的なところもクリアできるのかなというふうに感じました。

それではちょっと費用に関するお聞きいたしたいのですけれども、この官民連携によるポスティングの費用、ちょっとなんか複雑と言いますか、あれなのですけれども、その仕組みについて御説明いただきたいというふうに思います。

○議長（吉田敏郎）

企画政策課長。

○企画政策課長（山口哲也）

ただいまの佐々木議員の御質問にお答えいたします。ポスティングの場合、一体どのような費用の仕組みになっているのかというような御質問かと思います。ポスティングの場合、先ほど少し触れましたが、広報誌等と一緒に、民間事業者の広告物が同封されるといった形になってきます。こういったもの、同封、同梱します広告の収入でポスティング費用の一部を賄おうといったものでございます。これによりまして、通常よりも安価な形でポスティングができるという仕組みになってございます。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

ありがとうございます。もう時間もあれなので、あと1点確認させていただきたいのですけれども、ちょっと話が先になってしまふのかもしれないんですけども、仮にこのポスティングによって、広報配布作業が、行政連絡員さんがなくなった場合、こちらの報酬について、どのような考えになるのか。この辺、考えが現時点であるようでしたら、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（吉田敏郎）

協働推進担当課長。

○協働推進担当課長（遠藤直紀）

議員の御質問にお答えします。行政連絡員は、地域との連絡調整ということで、広報の配布についても、その役割の大きな一つでございます。そういうことで、自治会長さんには、その話もしながら、連絡員の報酬の部分というものは、今後、調整、検討していくかなければならないものであるというふうに考えてございます。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

分かりました。私的には、これ今、自治会が抱えている課題ですね。こういったことを考えますと、報酬、これ据え置いたままにしていただきたいという思いがございますけれども、この辺りは簡単な事柄ではないというふうに私も理解しておりますので、ぜひ、この辺りを検討するようなことがあるときには、慎重に検討していっていただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、このポスティングについては、広報、これが全戸に届く可能性があるということ。また、自治会役員さんの負担軽減につながることなどを考えますと、ぜひ、この取組を、私、前向きに検討を進めていただきたいというふうに考えますけれども、町の考えをお聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

企画政策課長。簡潔にお願いします。

○企画政策課長（山口哲也）

ただいま佐々木議員より御提案がございましたように、これは結果的に町にとって、非常に有益な方法になり得るかもしれないということで、前向きに検討していきたいと考えております。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

ぜひ期待をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

今回、官民連携についての質問をさせていただきました。これから行政は、全て、ちょっと時間がなくなりましたので、今後も官民連携による取組、積極的に進めていただきたいということを申し添えまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏郎）

これで佐々木議員の一般質問を終了といたします。

引き続き一般質問を行います。

9番、石田史行議員、どうぞ。

○9番（石田史行）

皆さんこんにちは。9番議員の石田史行でございます。さきに通告させていただいたとおり、1項目質問させていただきたいと思います。新型コロナワクチン接種の進捗状況と今後の見通しを問うということでございます。

政府の発表によりますと、6月末には全国の高齢者全員が2回打てる分量のワクチンが各地に届く見込みとなります。今後は接種のスピードをいかに加速化していくか、これが我々基礎自治体の重要な使命となると私は考えます。菅義偉首相は、この高齢者接種を7月末までに完了することを目指すと表明されてございます。

このように政府が高齢者へのワクチン接種を急ぐ背景には、高齢になるほど重症化リスクが高く、死者が増える新型コロナウイルスの特徴がございます。

いわゆる変異株の出現で、若年層、若い方々の重症化リスクというものが高まっているとの指摘もございますけれども、やはり高齢者の皆様の感染や発症を防ぐことが、地域の社会の医療逼迫を回避する近道であるということは明白でございます。

なお、高齢者接種で使われておりますアメリカ、ファイザー製のワクチンというものは、感染、そして発症、重症化いずれにも高い有効性というものが示されてございます。

よって、下記の事項について町の見解を伺いたいと思います。1つ、高齢者接種につきまして集団接種、個別接種の進捗状況と課題はございますでしょうか。2点目、集団接種会場や個別の医療機関におけるワクチンの打ち手不足の懸念はありますでしょうか。そして、3点目、ワクチン接種の予約のキャンセルなどによって、ワクチンが余った場合の有効活用策は考えておられますでしょうか。そして4点目、最後になりますけども、この県西地区、県西エリアに、神奈川県独自の大規模接種会場を設置する必要性というものについて、町の考えを伺いたいと思います。

以上、答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、石田議員の御質問にお答えをいたします。

1つ目の高齢者接種について集団接種、個別接種の進捗状況と課題についてお答えをいたします。

新型コロナワクチン接種については、足柄上郡5町で個別接種と集団接種を併用して実施をしております。集団接種については、少ない医療従事者を有効活用する観点から、5町連携で実施することとし、2か所の会場を設けております。5月19日からメイン会場の大井町総合体育館、5月20日からサブ会場の山北町健康福祉センターの2会場で集団接種を開始いたしました。また、6月1日からは、個別接種

も始まっております。

直近の6月15日時点での65歳以上の方の接種状況ですが、対象4,660人に対し、1回目接種が完了している方が2,532人、54.4%、2回目が終了した方が7%となっております。集団接種は第1期の受付が終了し、6月15日からは第2期6週間分の受付を行っております。開成町でも高齢者の集団接種は7月末の完了を目指しております。ワクチンの供給は潤沢であり、必要な医療従事者の確保についても地元医師会である足柄上医師会に加え、足柄上病院の協力もいただくことができました。個別接種も、必要なワクチン分量を県から受け入れ、町から各医療機関へ確実に配送できており、各医療機関とも計画どおり接種が進んでおります。これらの状況から目標達成できると考えております。

2つ目の集団接種会場や個別の医療機関におけるワクチンの打ち手不足の懸念についてお答えをいたします。

集団接種では、足柄上医師会所属の医師と、医療機関や訪問看護ステーションなどに所属している看護師に加え、地域の看護師資格を有する方々の御協力をいただいて実施をしております。現在のところ、足柄上病院の協力も得られており、打ち手不足により接種ができない状況ではなく、高齢者のワクチン接種は7月末の完了を目指して順調に進んでおります。

3つ目の予約のキャンセルなどによりワクチンが余った場合の有効活用策についてお答えをいたします。

集団、個別接種とも、急なキャンセルで貴重なワクチンを無駄にすることがないよう、キャンセル待ち登録などを行い、隨時高齢者などへ連絡を取って対応しております。

4つ目の県西地区に県独自の大規模接種会場を設置する必要性について、町の考えについてお答えをいたします。

高齢者の接種については、ワクチンが潤沢に供給される見込みも立ち、接種の体制も整っております。今後は一般の方への接種に移行していくことになりますが、通勤通学などで移動範囲も広く、かかりつけ医を持たない方も多く見られます。大学や職域での接種が開始される中、大規模接種会場の設置については、今後の状況を勘案しながら必要に応じ県へ要望してまいります。

今回のワクチン接種は足柄上医師会の各医療機関及び足柄上病院においては、通常の診療に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、発熱外来や、PCR検査を実施していただく中、御協力をいただいております。医師会及び薬剤師会の皆様、看護師の皆様に改めて御礼を申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

石田議員。

○9番（石田史行）

9番、石田史行でございます。ただいま町長のほうから一定の具体的な答弁をいた

だきました。再質問をさせていただきたいと思います。

まず、今、町長が最後にお話になったように、本当に医師会の先生方に多大なる御協力をいただいたということで、町長も感謝を申し述べられておられましたけれども、私も本当に医療関係者のこの足柄上エリアの関係者皆様、私も本当に心からこれだけのワクチン接種を進めていただいていることを、私も改めて感謝を申し上げたいなと思っておるところでございます。

その上で、その具体的な質問を伺いたいと思いますけれども、町長の先ほどのお話の中で、高齢者の集団接種、そして個別接種も7月末の完了を目指しておられるということでございました。目標も達成できるであろうということで大変心強いお話をいただいたところでございます。

現時点での高齢者の方々の1回目の接種率というのも、お示ししていただきまして、現時点で54.4%の開成町の高齢者の方々が1回目の接種を終えられたということでございました。ちなみに首相官邸のホームページを見ますと、全国の高齢者の1回目の接種が完了した方々は、39%にとどまっています。そういう意味では、我が町は順調に、非常に接種が進んでいるということが、数字的にも分かるかと思います。それは大変よろしいのですけれども、接種の完了と言いますけれども、この完了の定義というものがなかなか難しいところでございまして、この接種の完了という定義について、各自治体の考え方がばらばらのようあります。開成町の接種の完了という定義について、御説明をいただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

ただいまの石田議員の御質問にお答えいたします。何をもって高齢者の接種が完了したかというところの御質問かと思います。明確な基準というものはございませんけれども、今後、全町民を対象に接種を進めるに当たって、65歳以上の方の新規の予約が入らなかつた時点というふうにこれから進める上では捉えております。開成町では70%の方が、当初の計画では、高齢者の方が受けるであろうということで見込んで計画をしてございますけれども、新規に、受けたい方が、個別接種、あるいは集団接種のほうに予約が入らなくなってきた時点をもって、高齢者の接種については、ある程度完了という形で、次のステップに進むというふうに捉えて考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

石田議員。

○9番（石田史行）

9番、石田史行でございます。今の御答弁で、接種の完了の開成町の定義は、集団接種の新規の予約の受付が落ち着いた時点で、接種が完了とみなしていいだらうということでございました。

本当に、先ほども申し上げましたけれども、完了の定義が自治体ごとに異なってお

りまして、本当に一定の接種率で区切る自治体もあれば、まさにうちの町のように、予約の受付状況を目安とする自治体もあるそうでございます。明確な基準を国が決めていませんので、予約が落ち着いて、申込みが落ち着いてくれば完了。これはその後、一般の方への接種のこともありますので、念のため、確認をさせていただいたところでございます。了解いたしました。

引き続きまして、高齢者接種についての、課題といいますか、具体的に効きたいのですけれども、集団接種と個別接種両方やっていますけれども、参考までに伺いたいのですけれども、大体その集団接種と個別接種、その割合的には大体どの程度の割合になっているのか教えていただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

ただいまの御質問、集団接種と個別接種の接種割合というところでございますけれども、先ほど、町長の答弁のほうにもございました。54.4%の中を見ますと、集団接種が25%となっております。残り75%が、個別接種という形で、数字のほう、現在のほう、取らせていただいております。ただし、集団接種においては、5月19日からのスタート、個別接種については、6月1日からの接種ということで、6月15日時点の数字でございますので、今後また経過のほう見ていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

石田議員。

○9番（石田史行）

9番、石田史行でございます。個別接種を希望された方が、現時点で75%、集団接種の方が25%ということで、圧倒的に個別接種をされている方々が多いということが数字として分かるわけですが、この要因については、どのようにお考えになつておりますでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

ただいまの石田議員の御質問にお答えいたします。やはり高齢者の方、現在65歳以上の方ということで、ほとんどの方が、慢性疾患等をお持ちで、かかりつけ医をお持ちになっていらっしゃいます。開成町は、また、5町の中でも個別の医療機関を、この小さい面積の中にたくさん持っておりますので、地域の方、近くで自分の体のことをよく知っていらっしゃるかかりつけ医のほうで受けるというところが、開成町としては、特にほかの5町に比べても特徴かと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

石田議員。

○ 9番（石田史行）

9番、石田史行でございます。御答弁いただきましてありがとうございました。当初から、接種体制の枠組みとして、個別接種をメインにして、そして集団接種のほうはサブ的な意味合いで、いわゆる練馬モデルというふうにも言われますけれども、それをスタートしておりますので、やはり開成町もその形でやってよかったなど、私安心したところでございます。

続きまして、打ち手不足の話、懸念のことを伺いました。先ほどの町長の御答弁によりますと、打ち手不足によって接種ができないという状況はないということで、今般、足柄上病院の医師会の先生方はもちろん協力していただいていますけれども、加えて足柄上病院の先生方も、御協力いただくことになったということで、いわゆる全国的によく言われている打ち手不足の懸念というのは、この5町、開成町に関してはないと、ほぼほぼないということで本当によかったなと思うところでございますので、これについてはよろしくお願いしたいと申し上げたいと思います。

続きまして、3点目のいわゆる予約のキャンセルによって、ワクチンが余った場合の有効活用策につきまして伺いました。先ほどのお話、町長からの御答弁では、キャンセル待ち登録などを行って、隨時高齢者などへ連絡を取っておられるということで、一定のやり方を取られているかと思います。

御案内かと思いますけども、このファイザー製のワクチンというものは、接種の際に薄める、希釀をしますと、6時間しかもたないわけでございまして、予約した方が結局、急遽キャンセルして廃棄されるという事例が各地で出ているということは、皆さんもよく御存じかと思います。

そこでそのワクチンが余った場合を想定した取組というものを各自治体が進めております。開成町のように、接種順番の繰上げとかでございますけども、今、私の問題意識としてあるあるのは、いわゆる保育園とか、それから小中学校、残念ながら変異株の影響かもしれません、いわゆるクラスターというものが各地で報告をされているところでございます。そういう意味で、こういった、ここで働いている方々、学童保育のスタッフとかも含めてですけども、幼稚園の教諭、そして町内の保育園の先生方に、この余ったワクチンを事前に登録をしていただいて、仮に余った場合には、接種してさし上げるということを検討されてはどうかと。常に当たられている自治体も出ているようでございます。その辺のお考えを伺いたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

ただいまの石田議員のワクチンロス、キャンセルが出た場合の対応ということでお答えいたします。

やはり最近、各地で保育所、あとは学校、高齢者施設等でのクラスターがまだまだ発生している状況です。

町のワクチンロス対策といたしましては、現在、高齢者のキャンセル待ちという方

は集団等においてございませんので、1つ目として、高齢者の日常生活を維持する役割を担うことと施設内のクラスターの発生を予防するという観点で4点ほど、4職種についてワクチンロス対策の職種として位置づけて、登録していただいて対応させていただく調整をしております。1つ目といたしましては、居宅サービス事業所等の訪問サービス事業の従事者。2つ目としては、幼児教育保育従事者。3つ目として町立学校の教職員。4つ目として、役場職員ということで、現在、これらの職種の方を考えて登録していただいて、医療機関、あるいは集団接種会場で急なキャンセル、あるいはワクチンロスが出るという情報が入り次第、順次対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

石田議員。

○9番（石田史行）

9番、石田史行でございます。ただいま4つの職種の方々に対して、ワクチンが余った場合に登録、接種をしていくということでございます。大変しっかりと考えていただいているなと思います。

特にお話の中で、集団接種に関しては、キャンセル待ちはあまりないということございましたけども、個別接種に関しては、やはり各病院の規模にもよるかと思いますけど、やはりある程度ワクチンのロスというものがでる可能性があるかと思います。そのところにうまく今、課長のほうからお示しいただいた、訪問サービスの介護事業者の方とか、幼稚園の先生方とか、保育園の先生方とか、そういったところに順々にやっていくということでございますけれども、その辺はなかなか事前に、私先ほど申し上げたように、事前に登録をしておかないと、ワクチン1回薄めてしまうと繰り返しになりますけれども、すぐ使えなくなりますから、その辺の難しさというのはあるかと思うのですが、その辺のところのお考えを再度伺いたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

ただいまの御質問にお答えいたします。確かに本当に、6時間でワクチンの有効時間、効果が切れてしまうということで、あと1時間後に来てくれないかというような急な連絡等が時々入ってまいりますので、きちんと登録をして、いつでも連絡が入ったらいけるような体制を準備して、皆さんに用意していただかなくてはいけないということで、現在、これらの希望する方については、各事業所等に連絡を取りまして、希望者のリストを上げていただいております。その上で、町のワクチンロス対策ということで、接種券のほう、問診票のほうを、町で独自で打ち出しまして、個人のほうにお渡しし、必要な項目を記入していただいております。その中で連絡が入りましたらば、即人数何人、一人、二人、三人ということで、その所属の中で調整していただきまして、医療機関等のほうに出向いていただく形を取らせていただいております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

石田議員。

○9番（石田史行）

9番、石田史行でございます。ただいま課長から分かりやすく御説明いただきました。しっかりととしたワクチンロスの有効活用策というものが、しっかりと体制が整っているということで確認をさせていただきまして、大変安心したところでございます。大切なワクチンですからお願いしたいなと思うところでございます。

さて最後のほうになります。県西エリアに県独自の、神奈川県独自の大規模接種会場を設置する必要性について、私は伺ったのですけれども、必要性というよりは、町長の先ほどの答弁では、要望していくというようなお話をしました。

私は、すみません。もし不勉強だったら教えていただきたいのですけれども、正直、今、これから大学とか、それから、職場での職域接種というものがどんどん始まっています。そういう意味では、また、うちの町だけではなくて、県西エリアのワクチンの接種状況を私なりに把握しますと、とても非常に順調に進んでいるように思うのですね。ですから、私は必要ないのかなというふうに思っていたのですけれども、何かその辺、確かに職域といつても、今、始められたところは、ほとんど大企業なのでですから、そういったところの背景もあるのかなと思うのですけれども、その辺の必要性というものについて、もう少し背景とか、それを伺えればなと思います。

○議長（吉田敏郎）

町民福祉部長。

○町民福祉部長（亀井知之）

それでは私のほうから答弁させていただきます。

今、議員がおっしゃったように、現在、各大学ですとか、職域のほうで接種を行うというお話を結構進んでおります。都市部では、結構大学とかが、近隣の自治体の方も含めてやっていただいたり、職域でも同じなのですけれども、自分のところの大学、あるいは職場だけではなくて、近隣の方もいらしてくださいというようなお声がけをしてくださっている例もあるというような形でございます。

残念ながら、今のところ、県西地域では、そのようなお話は、私も伺っておりません。そういうような状況の中で、この後、高齢者が終わった段階で、5町で連携してやっていくのか。あるいは町で独自で行っていくのかについての、まだ結論は出ておりませんので、一般の方が答弁にもありますように、移動範囲が広い中で、どのような形ができるかについては、まだ、私ども見通せていないような状況でございます。そのようなことから、どうしても一般の方が埋まらない。なかなか接種が進まないという状況になれば、必要に応じて、県に要望して、集団接種会場を設けてくれというようなお願いをする場合も考えられると、そういう意味では答えをしているものでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

石田議員。

○9番（石田史行）

はい、分かりました。時間も残り少ないので、最後質問になります。先日の国会での党首討論で菅総理が、10月から11月中の接種完了を、要するに一般の国民、希望する方に接種完了を目指すと表明されました。自治体によっては、64歳以下の住民の方々にも、接種券を一斉送付し、7月中にも接種完了を目指す自治体もあるようございます。

この18歳以上64歳以下の接種については、早期にですね、クーポン券を発送すべきではないかなと、私は思っているのです。というのは、防衛省が設置した東京会場も、今般、そういった年齢制限を撤廃しました。ただし条件がございます。自治体の発行した接種券がなければ、東京会場、防衛省が作った会場では受けられませんので、これは接種券を早々にやはり送られたほうがよろしいかなと思うのですが、町の今後の予定について伺いたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

ただいまの御質問にお答えいたします。町のほうにもお問合せ、ちょくちょく入っております。その中で町といたしましては、64歳未満の方全員に対して、7月10日までに対象者全員にお手元に接種券が届くように発送の準備を進めています。

また、その中でも一番優先度の高い60歳から64歳までの高齢者の、年齢の高い方につきましては、基礎疾患等も有する場合も多々ありますので、6月の25日に発送する準備を進めています。今後、このようなスケジュールで順次対象者の方速やかに接種券を持って、いろいろな場所で受けられるようにということで進めております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

石田議員。

○9番（石田史行）

分かりました。64歳以下の方に順次接種券を送られるということが、はっきりとお示しいただきました。ありがとうございました。引き続き接種加速化を進めていただきたいと申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田敏郎）

これで石田議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。再開を11時25分とします。

午前11時11分

○議長（吉田敏郎）

再開いたします。

午前 11 時 24 分

○議長（吉田敏郎）

引き続き一般質問を行います。

11番、湯川洋治議員、どうぞ。

○11番（湯川洋治）

11番、湯川洋治でございます。通告に従いまして、1項目質問させていただきます。公共施設のトイレについての町の考えは。

コロナ禍の影響や健康増進の運動として、ウォーキングを取り入れる町民が増加しており、本町のサイクリングコースは絶好の場所と考えます。長時間ウォーキングをしてるとき、たまに生理現象が起き、トイレを探すことがございます。しかしながら、サイクリングコースの近辺には施設はございますけれども、トイレ使用は難しいところがございます。

水辺スポーツ公園のトイレにつきましては、休園日の木曜日には利用できない。町が設置している公園のトイレは24時間利用が可能であるので水辺公園のトイレも他の公園同様24時間開放できないものか。

また、このトイレについては指定管理業者が管理をしているが、トイレの施設自体が明らかに西側に傾いてる。町は承知してますでしょうか。

また、その近くにある県が設置し、町が受託している酒匂川ふれあい館には男女のトイレのほか、身障者トイレが設置されているが、利用可能な時間は土日の限られた時間でしか利用できません。せっかく立派な施設がありながら、運営されていない時間が多過ぎ、宝の持ち腐れのような気がします。

また、男子トイレが故障したため、洋式トイレに変更されましたけれども、女子トイレは和式のままとなっております。公園のトイレを含み、洋式への移行を図るべきと考えますが、町の見解をお願いしますよろしくお願いします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、湯川議員の御質問にお答えいたします。

1つ目の、水辺スポーツ公園の屋外トイレの24時間開放についてお答えをいたします。水辺スポーツ公園の屋外トイレについては、水辺スポーツ公園の指定管理者に管理を委託し、公園の利用者用に開園時間内で開放をしております。開園時間中の使用については、サイクリングコース等の利用者にも開放し御利用いただいております。

また、サイクリングコースの利用時間は、日の出から日没までとなっております。水辺スポーツ公園の屋外トイレは、付近に民家もなく人目につきにくい状況であり、夜間も暗くなるため、指定管理者が防犯に係る安全上の観点から、8時30分から17時までの開園時間以外は、トイレは施錠して管理しており、24時間の開放は考えておりません。

2つ目の、水辺スポーツ公園の屋外トイレの傾きについてお答えをいたします。

屋外トイレの傾きについては承知しております。これについて専門的知識のある業者に依頼をし、現地確認を行ったところ、現状は維持管理していく上で危険な状態ではないと判断をしております。しかしながら、施設の修繕を含めた維持管理は、その都度検討して行う必要があると考えてはいます。

3つ目の酒匂川ふれあい館トイレの土曜・日曜日以外の開放についてお答えをいたします。

酒匂川ふれあい館については、酒匂川の概要や歴史等を紹介する施設として、神奈川県が設置をし、平成14年5月に協定を締結して、町が施設の維持管理を行い、展示施設やトイレを開放しております。トイレの開放については、展示施設の開放に合わせ、毎週土曜・日曜日のほかにトイレの使用が多く見込まれる祝日、あじさいまつり期間中及び学校夏季休業期間に開放をしております。現状、近くの中家村公園や開成駅前第2公園には、トイレがあることにより、あじさいまつり期間中や学校夏季休業期間を除く平日のトイレ開放は現在考えておりません。

最後に、4つ目の公園を含めた公共施設のトイレ洋式への移行についてお答えをいたします。

近年整備いたしました中家村公園や松ノ木河原第1公園、役場新庁舎などのトイレは洋式であり、今後整備または改修する場合には、洋式のトイレが基本と考えております。公園のトイレについては、酒匂川ふれあい館を含め14か所に設置しております。また、主要な公園には、誰もが使用できる「多目的トイレ」を整備しておりますが、これは全て洋式のトイレであります。公園等のトイレ14か所のうち、71%に当たる10か所が洋式のトイレになっております。残り4か所にある和式のトイレについては、故障等があった場合において、洋式のトイレへの交換を検討したいと考えております。

以上であります。

○議長（吉田敏郎）

湯川議員。

○11番（湯川洋治）

それでは、順次再質問させていただきます。水辺公園のトイレについては、24時間開放は考えてないという御答弁をいただきましたけれども、私は、ほかの公園のトイレと同様な措置を希望して質問しました。サイクリングコースの利用者にも開放していると、答弁をいただきましたけれども、コース沿いに設置されているため、他の公衆トイレと同様に町民が利用できるのだというふうに判断をしています。特に委託している施設ですので防犯上の問題は理解できますけれども、せめて、24時間の開放は無理としても、例えば、休園日の木曜日に、日中開放するというようなことは考えられるでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（遠藤孝一）

ではお答えさせていただきます。以前に、時間を変更して開放したということはあるのですけれども、一応休園日については、指定管理者の出勤が伴うような形になりますので、休園日は休園日として現状維持していきたいというふうに考えてございますので、今のところその考えはございません。

○議長（吉田敏郎）

湯川議員。

○11番（湯川洋治）

これ指定管理をしている以上、私は簡単に、休園日をなくせとか、やれとかということは言えないで、その辺は了解していますので、分かりました。

次に、水辺公園の屋外トイレ、現状維持管理していく上では危険な状態ではないという御答弁をいただきましたけれども、利用者の多くは少年サッカーや少年野球の子供たちですので、安全に最大限配慮していただきたいと思います。

また水辺公園の管理棟は、もちろん管理棟には当然トイレは当然設置されているのですけども、時折小田急電鉄のガード下、ここで用を足す人がいるのですね。これはパークゴルフの関係者だと思うのですけども、それを防ぐために、鳥居のマークに、立ち小便禁止という立札を3か所設置してあるのですね。それにもかかわらず、そこで用を足してしまう人がいるので、これは常識な問題だと思うのですけども、私は老若男女たくさんの方がパークゴルフを利用して、コースでも、要するにサイクリングコースでも、不特定多数の人がいろいろ入っていますので、ぜひトイレを造ってくれとは言いませんけれども、神奈川県の敷地であり、管理棟近辺は民間の施設、民間の人の土地でということで聞いていますけれども、仮設的なトイレを常設するわけにはいかないでしょうか。その辺ちょっとお聞きします。

○議長（吉田敏郎）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（遠藤孝一）

ではお答えさせていただきます。湯川議員御提案の、仮設トイレを常設的に置けないかという御提案でございますけれども、最初にあったお話はやはり利用者のモラルの問題でありますので、そこを工夫して、水辺公園のスタッフがそのような標識をつけて、ここでは禁止ですよというような御案内をしているのは現状です。

例えばそこに設置をしたとしても、実際、管理棟だけではなくて、用務棟のほうにもトイレがございます。具体的に仮設トイレを常設、常設のトイレを臨時に置く、トイレ、水洗でなくてもいいからというような話でしょうけれども、具体的な場所になると、酒匂川寄りのコース上ではなくて、例えば、小田急と管理棟の間に駐車場がございますけれども、その土手側の付近に置くというようなことが具体的になりますが、そこに置くと、あと数十メートル歩けば、用務棟のトイレにたどり着くということが考えられますので、あまり効果的ではないというふうに判断させていただいております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

湯川議員。

○11番（湯川洋治）

今、参考の答弁のそのとおりだと思うのですね。確かにモラルの問題なのですね。ただ、私はいつもウォーキングでそこを通っているわけではないので、たまたまそこを通ったときに、何度か用を足している人がいたので、要するにみっともない話ですね。これはやはりそういうふうな看板まで設置してやらざるを得ないというのは、確かにモラルの問題なのだけれども、そういう人がいるというのもまた現実なのですね。ですからそれを防ぐために、簡易的なものを用意してあれば、それは防げるのではないかという質問ですので、これは今後、そういう方が数多くいれば、当然また考えていただきたいと思います。

次に、酒匂川ふれあい館について伺います。

神奈川県の設置地した建物に協定を結び、町が管理しているわけでございますけれども、トイレの開放については、毎週、土日のほか祝日、学校の夏季休業期間、あじさいまつりの期間は開放しているという答弁でございますけれども、答弁を聞くと、数多く開放しているのだというふうに聞こえるのですけれども、閉館している時間のほうがはるかに多いことは事実ですね。また、近くに開成駅前第2公園や、中家村公園があるということですけども、平日も開放はしないという答弁でございますけども、今年度に入り、男子トイレが故障して、町で修理をしたわけですけども、この工事についてちょっとお問い合わせですけれども、このトイレの故障の原因というのはどういうものだったのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。今回のふれあい館のトイレの工事でございますけども、水を流す際に、センサーというのがございました。こちらについて故障してしまったということで、センサー自体の交換というのは、まずは考えたところなのですが、業者さん等に確認したところ、そのもの自体が、今、ないということが分かりまして、それに当たりまして、今後の維持管理を考えた中で、やはり便器ごと交換することが望ましいだろうという形の中で、和式から洋式という形の中で、全体を改修させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

湯川議員。

○11番（湯川洋治）

修繕に当たっては、神奈川県と本町で維持管理の協定を当然結ばれていると思いますけども、県の施設が、県の施設を町が受ける修繕の範囲ですね。この辺については、どこまでの範囲を町がやるのかということをちょっと教えていただけますか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。神奈川県と維持管理に関する協定を結んでおりますが、この中で施設の維持管理、修繕という項目の中で明確にうたってございます。神奈川県が行う維持修繕ということでは、主要構造物、建物本体の梁であったり、柱、壁、また床であったり、屋根というような基本的な部分、それ以外の上水道であったり、電気、衛生、外構部分等の設備の部分については、全て町が維持管理を行っていく。これ使用上の部分を考えた中での協定だらうと思いますけれども、そのような形の中で、今、維持管理の区分けのほうをさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

湯川議員。

○11番（湯川洋治）

十分分かったのですが、一応建物の躯体に関する部分は、県がやりますよと。小破修繕については、町がやりますよということでおろしいですね。いわゆる決算審議ではないので、あまり細かいことはお聞きしたらまずいかなと思うのですけども、大体このトイレの改修費用というのはどのくらいかかったのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。今回の和式から洋式に改修に当たりまして、工事費ということでは約57万円程度かかったところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

湯川議員。

○11番（湯川洋治）

改修の内容等にもよるとは思うのですけれども、普通リフォームする場合は、三、四十万が妥当かなと、私は思ったのですけれども、60万近いお金がかかっていますので、これだけの費用をかけて直したわけですので、やはりこれを元に戻って、トイレの使用というのを、ぜひ町民の方に勧めていただきたいと思います。

ちょうどふれあい館は、サイクリングコースの中間地点にあるのです。だから、本当に要するにすぐ上を道路が走っていまして、非常に人の流れが多い地点だと思うのです。だから私はどうしても、この平日の施設のトイレの開放というのを、ぜひお願いしたいと思っているのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。現在、ふれあい館のトイレの開放については、先ほど町長答弁があつたとおり、土日以外に祝日、夏期休暇期間ということで、およそ年間150日ほど開放してることでございます。議員がおっしゃる、それ以外の期間についても全て開放したらどうかという御提案でございますけども、そこについては開放したことについては便利になるだろうということは、重々承知はしているところでございますけれども、その周辺に、公園等で24時間開放してするものがすぐ近くにあるというところがございますと、やたら開放してという部分というよりも、酒匂川の施設、概要を紹介する施設としての目的から考えてみると、そこまで開放してもどうなのかなと。いわゆる維持管理の部分と、全体的に、また、安全のことも考えた中で、今現状の中での開放でよろしいのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

湯川議員。

○11番（湯川洋治）

課長の答弁が分からぬわけではないのですけれども、いわゆる公園のトイレ等を比較しても、どこのトイレを比較しても、ふれあい館のトイレはすばらしいのですよ。要するに入りやすい。そこで多目的トイレがある。これは要するに県民のためでもあり、町民のためにも造った施設ですので、別にふれあい館を利用する人が使うわけではなくて、あそこを通る人がふれあい館に入らなくても外から入れるトイレなので、ぜひこれは開放していただけだと、無理は承知で言っていますけれども、私としてはぜひ開放すべきだと思っております。

次に、公園等のトイレの洋式の移行という質問をしましたけれども、答弁では公園のトイレというのは、ふれあい館を含め14か所のトイレが、多目的ホールを含め、全体の71%の10か所が洋式化されているという答弁をいただきました。本町の面積6.56平方キロメートルの小さな町で、公園の数に合った洋式化、他町と比較しても、大変立派な数字と考えますけれども、町の見解はいかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。町内には、酒匂川ふれあい館を含んだ公園の関係ということでは14か所、これ以外の公衆トイレというのは数か所あるかなと思います。それ以外にも民間で、コンビニ等でトイレも使えるということを考えると、トイレの数自体というのは充足しているだろうと。満足できるような数ではないかというふうに考えているところでございます。

その次に、洋式化についてでございますけども、基本的には大きな、主要な公園等については、全て洋式トイレがあるという現状の中で、和式しかないというトイレについては、公園の関係では4か所というふうになっております。こちらについては、規模的なものを考えた中で言うと、近隣の方が多く使われる機会が大きいのかなとい

うふうに考えている中では、今、現状としては和式のままでも問題ないだろうとふうに思っています。もちろん今後施設の改修等があった場合については、バリアフリー化の観点等を含めた中で、洋式化を考えていくというのは当然でございますけども、今現場の利用等考えた中で現在4か所については、そのままでも当面よろしいのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

湯川議員。

○11番（湯川洋治）

今、課長が答弁された4か所ということなのですけれども、差し支えなければその4か所のそのトイレの場所を教えていただけますか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。現在、和式トイレしかない公園に関しましては、延沢西河原児童公園、上島農村公園、金井島いこいの広場、榎本ふれあい広場の4か所でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

湯川議員。

○11番（湯川洋治）

この4か所の自治会からは、自治会要望として、トイレの洋式化というのは出でていませんか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。現在各公園がある自治会からは、特にその洋式化の要望というのを受けしておりません。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

湯川議員。

○11番（湯川洋治）

これは課長答弁を今いただきましたけれども、やはり地域の平等性という意味から、格差をなくすために、広いところはたくさんトイレを洋式化して、例えば、北部のほうはかなりやっていないというのではまずいと思うので、私はできる限りこの4か所については、壊れたら直すのではなくて、予算化をして洋式化を進めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。やはり平等性等の観点からするならば、やはり議員がおっしゃるところ、全て洋式化というのがあろうかというふうには思っているところでございます。しかし現状の中で、やはり和式の中で、利用上不具合がないということになれば、あえて投資するのはどうかと、投資的な考え方というのを一つ持たなければいけないというふうに思っているところでございます。その中で、今後の利用実態等、そういうものを踏まえた中で、もしそういったものがあった場合には、洋式化というのは検討が始まるのかなというふうに思っているところでございますので、今現時点については、洋式化というのは考えていないというところで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

湯川議員。

○11番（湯川洋治）

ちょっと課長答弁、残念だと思いますね。積極的にこの4か所、4か所しかないわけですから、4か所を予算化していくよと、予算化に検討しますよという答弁をいただきたかったと思うのですね。

私、繰り返しますけれども、地域の平等性を鑑みたときに、やはり片方は洋式化を進めて、片方はそのままでいいということがないように、これはぜひ進めていっていただきたいと思います。

ちょっと時間残っていますけれども、私の質問を終わります。

○議長（吉田敏郎）

以上で湯川議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。再開を13時30分とします。

午前11時47分

○議長（吉田敏郎）

再開いたします。

午後1時30分

○議長（吉田敏郎）

引き続き一般質問を行います。

10番、井上慎司議員、どうぞ。

○10番（井上慎司）

皆様、こんにちは。10番議員の井上慎司です。

通告に従いまして、1つの項目を質問いたします。持続可能な水路の維持管理と利活用について問う。

豊富な水資源が魅力の本町では、町内各所で螢が飛び交い、歴史ある水路は景観や環境を形成する大きな要素であります。しかし、農家の高齢化や兼業化、地域の混在化などにより、農業用水路の維持管理の対応が今後の大きな課題となっていくことが予想されます。また、農業用水路は、かんがい用水だけでなく、防火用水、環境用水、

親水用水といった地域社会で重要な役割を果たす資源であり、地域住民全体の利用を考えると非農家の水路の維持管理への参加意識の啓発も必要であります。また、水路のさらなる利活用を進めることで、歴史ある文命用水を時代に即した形で次の世代へ残していくと考え、次の事項を質問いたします。

1、自治会加入者が減少する中、クリーンデーでの河川清掃の負担増加や平等性について町の考えは。また、度重なるクリーンデーの中止により手入れが行き届かなくなっている水路の現状は。2、町内水路の水路の危険箇所の把握など、安全対策は十分か。3、あじさい公園発電所の評価は。また、低炭素社会に向けた自然エネルギーの地産地消の観点から小水力発電の今後の推進の考えは。4、環境に配慮した親水整備を進める考えは。

以上になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは井上慎司議員の御質問にお答えをいたします。

開成町は、これまで恵まれた自然を大切にしながら町域を3つの地域に大別し、それぞれの特徴にふさわしい土地利用を進め、人々の交流や多彩な活動が行われるバランスの取れたまちづくりに取り組んでおります。

町を象徴する水路は、農業用水としての機能のほかに、雨水の排水や消防水利など様々な機能があり、今後も自然環境に配慮して大切に維持管理を行っていくように考えております。

1つ目のクリーンデーでの河川清掃の負担増加や平等性について町の考えは、及び、クリーンデーの中止による水路の現状について、お答えをいたします。

開成町のクリーンデーは四半世紀以上前から取り組んできた事業となっており、平成21年4月に施行された「開成町きれいなまちをつくる条例」で、町民及び事業者の間に広く環境美化についての関心と理解を深めること、積極的に環境美化に関する活動を行う意欲を高めることを、その目的として規定しております。同条例では、町民の責務として「まちを美化する心をはぐくみ、清潔で美しいまちづくりの実現に努める」とし、また、事業者の責務として「地域社会を構成する一員として、事業所及び周辺の美化の推進」に努めることとしており、クリーンデーに限らず日頃の環境美化についても規定する内容となっております。

クリーンデーの参加者は、自治会、事業者、高校・保育園を含む教育機関などで、令和元年7月のクリーンデーでは5,406人となっております。クリーンデーについては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、令和2年3月以降は中止しております、今年の7月も中止することとしましたので、4回連続の中止となります。この影響では、町民の方から水路の草の繁茂について御連絡をいただくことが増えており、その都度、現場を確認して状況に応じて必要な対応を取っているところであります。

次に2つ目の町内水路の危険箇所の把握など安全対策は十分か、についてお答えをいたします。

水路の状況については、担当課において、様々な業務で現場に向かう際に付近の水路を確認するようにしておりますが、町内には川幅が数メートルから数十センチのような小さな水路まで網の目のように流れており、全ての水路の状況を把握することは困難であると思います。水路の日常維持管理ということでは、地域の実情を熟知する町民との協働がとても大切であると考えております。自治会要望や地元から寄せられる御意見については、現場の状況を的確に把握して、きめ細かな対応を図るようにして、危険な箇所がないように今後も一層努めてまいります。

次に3つ目のあじさい公園発電所の評価は、及び小水力発電の推進の考え、についてお答えをいたします。

あじさい公園発電所は、日本初のZEB庁舎の整備やゼロカーボンシティー表明と町の環境政策の言わば出発点で、高低差の少ない場所でも発電可能ならせん型水車を採用しております。小さな面積の平たんな町でも、再生エネルギー分野で、できることがあるということを示すことができたと考えております。

ただし、小水力発電は本来、高低差を利用した発電方法であり、今後推進するにはコスト面をクリアするのが課題となっています。コロナ禍でなかなか実現できませんが、あじさい公園発電所をあじさいまつり等のイベントで周知し、開成町の環境政策を町内外に引き続き発信していきたいと考えております。

最後に4つ目の環境に配慮した親水整備を進める考えは、についてお答えをいたします。

町を象徴する水路に対して、親しみを深めることは大事なことと思っております。また、水路整備に当たっては、治水対策のほかに、自然環境の保全や活用に配慮した整備を進めることを基本方針としています。

御質問の親水整備については、水路の水に直接触れることができる場所として、親水機能を有する護岸を中家村公園や水辺スポーツ公園内などに整備をしております。さらに、人工的ではありますが、みなみ地区の鳥見行公園には、せせらぎ水路もあります。現在、新たに親水機能を有する施設を整備する予定はありませんが、質の高い開成町らしいまちづくりを目指して、開成町の特性である水路を生かし水の潤いのある環境を創造するように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

町長より一定の御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

これまで3回にわたりクリーンデーが中止になり、来月のクリーンデーも中止が決まっております。その結果、水路の草の繁茂や土砂の堆積状況に不安を感じておられ

る町民の方が私の聞くところでも多数おられます。私がまちづくり推進課へ、相談へ伺ったところ、その日のうちに現地の確認を行っていただき、大変早い対応で草の刈取り作業までしていただきました。

草の刈取り作業をするほどでもないような箇所についても、相談いただいた住民の方に直接お話をしに行っていただき、住民の方に納得していただくような対応も取っていただきました。こういった迅速なサービスは大変評価ができる一方で、様々な業務がある中で、担当課としては、今の草が繁茂している状況の中で草刈りばかりもしていられないのではないかと感じているところであります。

そういった中で、官民連携の部分で、質問項目の1番、2番について、先に再質問をさせていただきます。

クリーンデーは、第五次開成町総合計画・後期基本計画の中で、協働による環境美化活動の推進という項目の中で、環境美化活動への関心と理解を深めるとともに、身近な環境美化活動を行う意欲を高めるため、「かいせいクリーンデー」への参加促進を図るとともに、町内企業と地域の連携を進めます。もう1つ、開成町きれいなまちをつくる条例を適切に運用し、町民や事業所の環境美化への理解と行動を促進します。この2項目に関しては、優先度が星3つ、最優先事項として捉えられております。

4回の中止が続いたことで、今後、さらなる啓発が必要であると考えております。水路は、雨水の排水や防火用水、潤いを感じる身近な親水機能や生態系も存在し、その保全は大変重要ですが、クリーンデーのさらなる中止で今後の参加人数の減少に対しての危惧を感じておられるでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

井上議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、クリーンデーはこのところ、去年からコロナの状況に鑑みまして中止ということで、今年の7月の分に関しましても、事前準備等ございますので、自治会を通じて中止ということで決定をさせていただいているところでございます。

一方で、開成町の特徴としては、先ほど町長、答弁ございますとおり、水路が非常に特徴的に水のきれいなところというところが本町の魅力としてもございますので、そういったところを開成町きれいなまちづくり条例、こういったことも設けまして、特にクリーンデーを実施するということで協働の呼びかけをさせていただいております。

これにつきましては、条例にも載っておりますので、十分、町民の皆様にも御理解をいただいてるところと存じておりますので、引き続き、コロナの状況が落ち着きましたら再度、皆様にこの辺の趣旨、そういったところをお知らせしながら、水のきれいな開成町、水路のたくさんある豊かな自然、そういったところを皆様にも再度強調しながら、協働のクリーンデー、その実施に向けてお願いをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

井上議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

ただいまの御答弁で、中止が続いたことで環境に対する意識や参加意欲の低下は今後の啓発で避けていくということでしたので、クリーンデーの参加人数の目標値である2024年の1万500人を達成するために、今後、より一層の啓発活動に努めていただきたいと思います。

そのクリーンデー中止の中なのですが、自発的に自宅近くの水路の草刈りや土砂上げをされている方が多数おられます。そういった方々が町内にいられることは、町としては把握されているでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

特に申出とかいうことではございませんけれども、日頃、私も町内に住んでいる関係では、いろいろなところで見る限り、そういった方がいらっしゃるというのは目にかけているというところで、大変感謝してるのでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

井上議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

自発的に水路の美化や維持をされている方々に対して、町として何らかの支援をしていただきたいと思っているところなのですが、開成町の公園・道路緑地ボランティアの制度で水路清掃の保険適用ということは可能でしょうか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

現在、自発的に自宅周辺で水路の清掃等をいただいている方というのは、その活動自体が、まだ制度自体、本来でいうと自治会活動とかそういった部分であれば適用になるかと思いますけれども、あくまでも個人的な活動というふうな形になると適用外なのかなというように思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

井上議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

私の知っている方で、中家村公園を週に何度も、お一人で草刈りやごみ拾いの活動をされている方がいらっしゃいます。中家村公園には親水エリアがあります。階段で水路にも降りられる状態で、そこの水路の清掃をした場合は、これは公園ボランティアの範囲内でカバーできるということでしょうか。それとも、そこも水路を下に降りた場合は、公園とはちょっと外れて保険適用外になってしまうということでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

今、議員が御紹介いただきました中家村公園で自発的にやられている方、こちらについては、今、現在ボランティア登録、町へのボランティア登録はされていない方かなと思います。その中でいうと、まずは、ちょっと、なかなかそういった適用という部分に関しては難しい部分があるのではないかなと思いますが、活動自体で中家村公園の親水護岸に付随するエリアであるならば、やはり公園と関連するところという形の中で、御登録等いただければ、その中の対象としてはできるのかなと思いますので、ぜひ、そういったボランティア制度自体は、今後も広く周知しながら、そういった活動に協力していただける方については、そういった制度を活用していただきたいと思うところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

井上議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

公園に隣接している場合は既存のボランティア制度で保険適用されるが、自宅裏の水路等の清掃の場合は保険適用外になってしまうという認識をさせていただきました。

水路の保全ボランティアを行っている自治体の一例として、東京都の日野市では、用水を守ると書いて用水守制度というものがあります。この用水守制度は、日頃、活動する範囲をあらかじめ決めておいて用水守として登録をすることで、万が一、活動中のけがをしたり、また、他人にけがをさせてしまったりした場合にも、市のほうでボランティア保険をかけていただけるというもので、また、通常のごみ袋の配布だけではなく、土砂上げをしたときの土砂を入れるための土のう袋等の配布もされています。必要に応じて、その土のう袋の回収も行政が行っているという制度を運用しているところもございます。

町内水路の景観や環境の保全を官民一体となって進めていくために、こういった取

組を前向きに検討していっていただきたいなと思うところなのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

現在、ボランティア制度、公共用地、要は、官地の中での施設での関係ということでは、街づくり推進課で公園であったり道路という形であります。現在、水路ということについては、全般的に対象としていないというところでございます。

ただ、一方で、例年、行っておりますクリーンデーの関係で言いますと、河川清掃、土砂上げ等もお願いしているという状況もございます。この中では、誰もが御利用いただける道路や公園という部分と違いまして、水路については通常、水が流れているという状況もございます。そして、整備がされているところ、されていないところというような、まちまちというような部分もございますので、なかなかボランティアで自主活動という部分の中で、どの程度やっていたのかどうなのかという部分もちょっと考えなくてはいけないのかなと思います。そういう部分では、まずは、今、御紹介いただきました他の自治体の例というようなところを含めた中で研究をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

井上議員。

○10番（井上慎司）

ぜひ、水路に関しても、登録制のボランティア制度に関して、前向きに御検討していっていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

続きまして、3番の項目についての再質問をいたします。

あじさい公園発電所は、開成町の環境施策として町長肝煎り事業だったのではないかと感じているところですが、あじさいまつりの中止が続き、対外的なPRをする機会を長く逸しておるのではないかと思います。また、設置から6年がたちましたが、昨年、令和2年の1月から3月までの間で、維持管理の問題による故障で稼働が停止しておりました。今後も、あじさい公園発電所は開成町の環境政策のPRとして、また、省エネや創エネ意識の普及啓発のために維持を続けていくための維持管理の体制、これは現在、十分に図られている状況でしょうか。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

あじさい公園のあじさい公園発電所の関係でございますけれども、こちらは、議員がおっしゃられるとおり、いろいろ啓発活動の取組として、再生可能エネルギーを活用しようよということで、地球環境への負荷の少ない水力発電、小水力発電を開成町

でもやっていこうということで、実際に設置をし、来られた方を見てもらおうということで、そういう取組をやっているのだというところで始めております。町長答弁にもございましたとおり、ゼロカーボンシティーということで宣言もさせていただいておりますけれども、その先駆けということで、実際に開成町で小水力発電、エネルギーの有効活用ということで始めております。

これ、実際のお金関係、町長答弁でも課題が、そういうお金の面で課題があると答弁してございますけれども、やはり設置に3,500万円余りかかっております。直近では、5月の発電の売電の関係で3万5,000円程度ですので、単純計算では100年、元を取るのにかかるという形でございますので、ちょっと計算、あれですけれども、年間で41万ぐらいですので、あれですけれども、そういうこともありますので、どちらかというと啓発が中心となってきております。

今回は、あじさいまつりも中止という形でございますけれども、例年ですと20万人近い方々に御来場いただいておりますので、十分、啓発活動につながっているなと思っておりますけれども、こちらのほうも、また、あじさいまつり等を通じてPRができるのではないかと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

井上議員。

○10番（井上慎司）

通常ですと原価を回収するのに100年というお話なのですが、その中で、啓発でしっかりと機能を果たせれば、100年ではなく、その意義というものが満たされるのかなと思っております。現状では、なかなかPRする機会というものが無いのですが、今後、しっかりと、開成町にこういうものがあるのだよということを、あじさいまつり以外の部分でもどうにか発信していくかということを検討していっていただきたいと思います。

大分コストがかかるというものなので、今後、町の水路のPR、創エネのPRに関して、小水力発電というものの増設というものは、町長は今、お考えではないでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

今、あじさい公園の前の水車を造るときに、実は、次はどこに造ろうかというのは考えてはいたのです。瀬戸屋敷周辺整備のときに、水車小屋がありますので、あの水車が発電できるようにできないかなという、いろいろなことの検討をしたのですけれども、やはり投資効果と発電量。小さな川の中で、あの水量でなかなか電気を発電するというのは現実的な話として難しい。らせん型のほうは結構発電があるということで、あじさい公園の前に、観光にもなるだろうということで造らせていただきました。そう考えると、なかなか、小水力発電所を開成町の中に次々に設置するのは厳しいの

かなと。

そうではなくて、あれは最初のスタートであって、それが今、ZEB庁舎ができる日本初ということの中のトータルの中で、開成町が環境に優しいまちだという中の一つとしてPR、触れ込みをすれば、その価値はきちんと上がるだろうと、投資効果はその中で見合うのではないかと考えておりますので、現実的に次の発電所をというのは、今のところ考えてはいません。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

井上議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

今後、水路に関しての創エネということは検討されていないということなのですが、創エネに関して水路以外で何らか、町長に創エネ、エネルギーを創り出す部分に関して、お考えはおありでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町長、どうぞ。

○町長（府川裕一）

エネルギーの関係、再生エネルギー、それぞれの町の特色が必要なのかなと。ほかの町を見て、中井とか大井、メガソーラーという、それなりの山を持って広さがあるので、そういうこともやっているし、開成町は水が張り巡らされているので、そこに目をつけて第一弾としてさせていただきました。

今、役場の前の駐車場の整備の中に、1つ、風力による発電の、これは本当に、これもまた小さい電力なのですけれども、様々なものを組み合わせながらやっていきたいと。なかなか1つのもので大きなものというと、この新庁舎が目玉としてありますので、行政がやっていくだけではなくて、今度は一般の人たちにどうやって広めていくかということで、今年度も様々な予算化を、ZEHプラスほか様々しています。先日も湘南電力さんが来て、神奈川県がゼロ円ソーラーというものを打ち出して、町も、それに対してプラスアルファの補助を出しているのですけれども、それがなかなかPR、浸透していないということで、町も行政側もきちんと協力しながら、一般の人たちにもエネルギーに対して関心を持ってもらう、環境に優しい家庭の中の電力というものを考えてもらうようなPRを、これからはしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

井上議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

今後、様々な形でゼロカーボンシティーに向けてアイデアを出していくということですので、町民の皆さんを行政が引っ張っていけるような形で新しいアイデアをどん

どん出していっていただきたいと思います。

最後に、4番の項目についてです。開成町の水辺には、田植えの頃に蛍が飛び交います。蛍が飛び交う風景を維持するための水辺環境の維持も第五次総合計画・後期基本計画の中で記されておりますが、蛍だけでなく様々な水生生物が開成町の水路で生命を育んでおります。どこに、どのような生物が生息しているかをしっかりと把握して、水質の状況等も判断していっていただきたいと思っているところであります。

今後、親水公園の新たな設置はないという御答弁でしたが、新たな公園を設置するよりも既存の場所をしっかりと維持管理し、これまでいなかつた、いなくなってしまった水生生物が戻ってくるような環境の維持に努めていっていただきたいと思っております。生命を感じる水路には、自然と親しみも深まるのではないかと思っているところで、また、水生生物に詳しい町民の方も大変多数おられますので、そういう方たちと官民連携で調査などしていっていただけたらと思っているところであります。

クリーンデーの度重なる中止により表面化した課題は、今後の新しい取組を考えるためのきっかけでもあると思います。一言に水路と言っても、かんがい用水だけではなく多面的な機能を有しており、法定外公共物である水路を町民自らの手で維持管理していくことは、環境美化への理解を深め、生活の傍らにある水路に親しみを持てるのではないかと思っております。また、行政は、水路の機能管理と並行してグリーンデーの啓発や町民ボランティアのサポートの充実を進め、生態系や創エネも踏まえた中で様々な取組を進めていくことで、より一層、開成町らしい水路環境と景観を次の世代へつないでいけると思っております。

最後に町長から、この件に関してコメントがあれば、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

開成町の水というのは、大変重要なものだと思っています。特に、きれいという点に、これからしていくには、やはり下水道整備というのも大変重要な一因にもなってきますので、きれいな水にしていく、また、きれいな環境をつくっていく、ごみを捨てない、ほか様々広がりがあると思いますので、そういう意味で、町民の皆さんに自分たちの周りだけでもいいですから、まず、きれいにしてほしいなという促しといいますか、それぞれ、できることを無理なくというふうにしていかないとなかなか継続が難しいので、そのような中で自治会活動も含めて皆さん方にお願いはしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

井上議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。これをもちまして、私の一般質問を終了させていただきま

す。

○議長（吉田敏郎）

これで井上慎司議員の一般質問を終了といたします。

引き続き一般質問を行います。

6番、星野洋一議員、どうぞ。

○6番（星野洋一）

皆様、こんにちは。6番議員、星野洋一です。

通告に従いまして、1項目の質問をいたします。ごみ集積場の管理強化策を問う。

本町における集積場の状態は、地域により、かなりの差があります。スペースがしつかり確保された所もあれば、道路側面に設けられた所もあり、まだまだ改善されなければならない状態ではありますが、地域の状況に大きく影響されるため、解決するにはなかなか困難な状況が多い。

ごみ集積場の使用状況については、まだ、かなり問題がある所もあります。不適切な曜日のごみのごみ出しや、不法投棄に近いごみの出されている場所も目立ち、ごみ収集業務の妨げや環境・景観保全的にも問題となっております。少しでもごみが残っていると、さらに不適切なごみが増えやすくなります。このような状況から、次の質問をいたします。1、ごみ分別表等のWebによる周知などさらなる強化策を。2、ごみ集積場の形状改善による対策は。3、監視カメラ設置による廃棄されない環境づくりの対策を。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

星野議員の御質問にお答えをいたします。

まず1つ目の、ごみ分別表等のWebによる周知などさらなる強化策を、についてお答えをいたします。

ごみの分別は、町広報のごみの情報や町民カレンダーのごみと資源の分け方・出し方で、燃えるごみ、資源ごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、剪定枝など、イラストで丁寧に出し方の案内をしております。ごみの分別表等については、町ホームページ上で、ごみの分別に迷った場合に活用していただけるよう分別早見表を公開しております。ごみを取り巻く環境は、ごみ処理の広域化や国の方針でリサイクルの在り方等の変更が想定されるなど、今後も変化していくものと思われ、ホームページや広報誌を通じて隨時周知していきたいと思っております。

2つ目の、ごみ集積場の形状改善による対策は、について、お答えをいたします。

ごみの集積場は、従前より開成町方式として、ごみネットによるカバーを基本として設置をしております。ごみ置場は、ごみ出しから収集が終わるまでの一時的な利用なので、持続可能な行政サービスの提供の観点からも妥当な方式と捉えております。また、開発行為に伴い設置されるごみ置場に関しては、当該土地が町に移管されるこ

とから、活用を明確にするため町開発指導要領に面積や構造を定めております。

3つ目の、監視カメラ設置による廃棄されない環境づくり対策を、について、お答えをいたします。

ごみ置場に町民が分別等のルールを守らず捨てる場合は、ルールを守らないごみとして行政指導の対象とはなりますが、不法投棄には当たりません。ごみ置場以外にごみを投棄された場合や、ごみ置場に他の自治体の住民がごみを捨てた場合は、不法投棄として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反する犯罪行為となります。

監視カメラやセンサーライトの設置は、地域からの要望があれば設置をしております。ただし、地域からの要望は、ごみ置場を利用する住民の皆さんの合意形成が必要となっております。また、ルールを守らないごみについては、ごみを回収して、その中から個人を特定できるものが見つかれば行政指導を行っております。このような問題は、ごみ置場を管理する地域でも苦慮しており、地域と町の協働で啓発チラシを投函するなど、今後も地道な啓発活動を粘り強く続けてまいります。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

星野議員。

○6番（星野洋一）

一定の答弁、ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1つ目のごみ分別表等のWebによる周知などさらなる強化策を、について、お伺いいたします。

ごみの分別は町の広報や町民カレンダーにごみと資源の分け方・出し方に記載されておりますが、間違った出し方は依然としてとても多く、これ、見受けられます。これは幾つかの考えがありますが、本当に出し方を知らないで出している場合、これについては、より分かりやすい周知方法を考えるべきだと当然考えております。

ただ、答弁の中にありました分別早見表について、これについては、全体の品目数というのですか、かなり多くて、17ページにわたって分別表自体がなっておりますので、これを町民カレンダーとかその他のところに出すのは、なかなか、広報とかに出すのはなかなか難しい状態、その辺が非常に大変かなというのは感じております。

今現在、パソコンよりもスマート等がかなり普及してまいりましたので、町民カレンダー等にもQRコード等を使って分かりやすく周知をすることは可能ではないかと思っているのですが。そうすれば、17ページ全部出さなくとも、そのところへ行けばすぐ分かりますよ、分かりやすい表記の仕方ができるようになるので、この方法はいいのではないかなという、私はかなり思っているのですが、これについては町はどうのように考えているのか、その辺をよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

星野議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、最近、スマホが大分普及されてきておりますので、QRコードということで御提案でございますけれども、町民カレンダーのごみのところを開いていただきますと、粗大ごみと直接搬入の粗大ごみの出し方といったところには、もう既にQRコードをつけて、そちらのほうにも対応できるようにはちょっと工夫をしておるつもりでございますけれども、なかなか目につきづらいといったところなのかなと思います。そういうところは、徐々に活用の場を広げていきたいと思っております。

あと、今月の6月号の広報でございますけれども、こちらにも今年度から、今年度分から、そういうQRコードをぱっとかざせば、今月、ごみの量がどのくらいだったかといったデータを、ぱっと見られるようには改善をさせていただいているところでございます。それは、今年度分のごみからという形では、やってございますので、議員御指摘の内容について、同様な形で町もその辺については考えていたのかなというふうな部分でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

星野議員。

○6番（星野洋一）

そうですか。すみません。私も、かなり見たつもりではいたのですけれども、粗大ごみのようにQRコードが入ったということですね。大変失礼いたしました。

先ほどお話ししたように、QRコード、スマホもいっぱい持っている方がいらっしゃいますので、そういうところでも、これからも。6月の広報、ごみのデータ等も今、入っていると聞いたので、ちょっと、その辺に対しても、「ああ、結構進んできましたね」ということで、うれしくは思いますけれども。

あと、ごみ集積場に関してですけれども、ごみ集積場に関しては、大きな項目だけ、基本的に出されているのが、ごみの資源の分け方・出し方、あと何曜日ですかみたいなことは書いてあったと思います。それに対しても、QRコードなんて小さなやつに印刷して貼るだけですので。全部に私も貼れとは考えていなくて、かなり、いつもいつも、ごみがいっぱいあふれてしまう所が、これ、必ずある所があるのですよね。そういう所だけでも、かなり、掲示することによって少しは解消になるかなと思っていきますけれども、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

ただいまのごみ集積場の部分での御質問にお答えをさせていただきますけれども、確かに、ごみ集積場で燃えるごみと燃えないごみ、資源ごみ、それぞれ集積箇所数が違ってまいります。そういうところで、初めての方とか、そういう場合には大変戸惑う場面も多いかなとは思います。少しでも、ごみ集積場にQRコードを表示してというような御提案でございますけれども、そういうところも検討の中に私どもも

入れてございますので、次の、そういったごみ集積場の燃えるごみであったりとかいろいろ、住民の方にサインとしてぱっと分かるようなものづくりをしていこうというところで、担当課も担当者もいろいろ工夫して考えてございますので、より分かりやすい形で、そういった考えも取り込んで柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○議長（吉田敏郎）

星野議員。

○6番（星野洋一）

6番、星野です。

ごみ集積場、これから、現在検討中、検討しているところもあるということですで、町の皆様ができるだけ分かりやすいようなことをしていただいて進めていってもらえたならなと思っていますので、その辺、よろしくお願ひいたします。

それでは、2つ目のごみ集積場の形状改善による対策は、について質問をいたします。

開成町方式によるごみネットのカバーを基本としているということですが、これは部分的ではあるのですが、大きな道沿い、その近くの集積場によっては、他の自治体のごみ袋が、要するに、車に乗って通りすがりに不法投棄がされているという状態を私は把握しているのですが、町は、それはどの辺まで把握しているのか、少しお教えいただけますか。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

ごみの出し方の部分で様々、細い点をお話ししますと限りなくあるのですけれども、粗大ごみであったりとか、燃えるごみ、燃えないごみ、そういったものを交ざって出されるとか、他町から明らかに持ち込まれたごみではないかなとか、様々なケースがございます。昨日も担当者が、そういったルールを守らないごみの対応で半日対応していた現状もございます。これは、いたちごっこになってまいりますので、燃えるごみも本年度は339か所にも及んでおりますので、それをつぶさに潰していくといったところは、行政サイドだけだとなかなか難しい部分がございます。

そういうこともあって、地域の美化推進員さんの御協力を得たりとか、そういう形で毎年実施をさせていただいておりまして、今年の美化推進員さんとのお話をさせていただいた中では、やはり、もう通勤途中で置いていく人がどうもいると。明らかに他町の方だという、他市町の方だというようなケースも聞いて、その場で注意をしていただいたケースもあるとお伺いしております。様々、御苦労いただいている方々もいらっしゃいますので、これは本当にルールを守ってくださいという啓発を丁寧にさせていただくということに限るのかなといったところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

星野議員。

○ 6 番 (星野洋一)

6 番、星野洋一です。

半日対応されているとか、大変な状態ということは理解いたしました。339か所、とてもじゃないですかけれども行政だけでは対応できません。美化推進員の皆さんとか、その他、町民の皆さんも、どこどこにこういうものが入っていますよみたいな感じで連絡も多分、入っていると思うのです。そういう所を、やはり皆さんの方を借りて、より一層きれいにしていかなくてはいけないのだろうと感じております。

私が見た中でひどかったのは、チェックした中には1.5メートルの、あと横50センチぐらいですかね、他の自治体の大きなスナックの看板、あと、非常口の看板がセットでどんどん捨てられていました。もう、これなどは本当に不法投棄の最たるもので、このような状態になっているのは非常にまずいだろうと。何か対策は考えなくてはいけないのかなとは、自分では思っております。

自己の中で考えられるのは、地域的に、つい最近というわけでもないですかけれども、少し前から、ネットだけではなく、箱状にしてネットをかけて蓋ができる、ぱかっと開けるやつですね、そのタイプに変えて、不法投棄とはちょっと違ってきますけれども、ごみを捨てる状態が、かなり今まで荒れていた所が収まって、きれいな状態になっているという、そういう場所も近頃、見受けられるようになりました。

そういう形で、やはり形とか、そういうものを変えることによって、そのまま投げ捨てられて捨てられてしまうという、それを防ぐような形の作り方に、先ほど言ったように、通りの所に限ってにはなるのでしょうかけれども、そういうのをつけることによって捨てられるごみの量も少しは減るのかなと思っているのですが、その辺については、増やすとか、そういう考えはいかがでしょうか。

○議長 (吉田敏郎)

都市経済部長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長 (井上 新)

御質問にお答えをさせていただきます。

1点、蓋タイプのものというのは、行政サイドで最初に御用意をさせていただいていない、アパートとかで、その人たちの方たちで使用されるようなタイプが最近、目につくようにはなってございますけれども、行政の町で用意をさせていただいた箇所が実は1か所ほどでございまして、実際に実証実験で、金網タイプで、こう開けて、その中に投入するというタイプのものを2基、同じ場所に導入している箇所がございます。

そちらの状況的には、やはりカラスであったりとか、そういった対策で始めたのか、ちょっと状況は分からぬのですけれども、個数が限られてしましますので、大量にそこに出したいという場合は、やはりそこからあぶれてしまうという状況になるということと、あと、蓋が金属ですので重たいと。開けながら中に投入するというのが、若い方だったら問題ないのですけれども、ちょっと重たいですというような話もお伺いしてございます。

そういうことで、過去にそういった実際に設置をした所の状況を見て、その普及はあまり開成町では図られていない、網タイプで置かせてもらう。開発の所では、開発のエリアでごみの置場がありますので、そこも三方は囲いながらも網で対応するというのを基本とさせていただいているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

星野議員。

○6番（星野洋一）

星野です。

そうですね。確かに箱タイプにすると物が入りにくいというのは、確かに。あとお年寄りの方とか、先ほどおっしゃったように重いという不利な点もございますので、なかなか全部が全部それにしろというのはなかなか難しいかなと私も考えております。

ただもう1つ、軽めで、現在、今、皆さん置いてある所は網をただかけただけで、そのままで中にごみを入れていくという感じになっているんですけども、もうちょっと大きな網を使って、コの字型の所を全部もう完全に囲ってしまう。そうすると、本当に通りがかりに投げ捨てるというのは難しくなってきますし、あと防鳥対策ですね。カラス、この間もちょっと見ましたらもうかなり突かれて、外に飛び出したごみがかなりあったのですけれども、そういうものに対する対策にとっては大きくいい結果が出るのではないかなというふうには思っているのですけれども。

地域の集積場の大きさによって、かなり網が大きくなるかもしれない、その辺はちょっと問題点はあるかもしれません、そういうのをもう少し広めていくというのは、考え方としてはいかがなものでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

御質問にお答えをさせていただきます。

網の大きさ、そういったところは今後、柔軟に対応できる部分ではないかなというふうには思います。その辺も地域の代表の環境美化推進員さんがいらっしゃいますので、皆様の声をお聞きしながら、今後、いろいろ改善を図っていきたいと考えております。

○議長（吉田敏郎）

星野議員。

○6番（星野洋一）

6番、星野です。

そういうところで皆さんのが声を聞いて、できるだけよいほうに改善していただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、3番の質問に移らせていただきます。監視カメラ設置により廃棄されない環境づくり対策をということについて、質問いたします。

監視カメラは地域の要望があれば設置していただけるという答弁をいただきましたが、これは要望ではなくて行政の判断で、あまりにもひどい場所とかにあった場合、これ、行政とかの判断で自主的に設置とかはしていないのですか。その辺をお伺いします。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

監視カメラの関係でございますけれども、こちらにつきましては、行政側で一方的に設置するといった形を取りますと、地域住民の方たちの問題がございますので、やはり監視をされているとか、いろいろな御意見もございますので、地域の方たちがもうぜひ、あまりにも出し方がおかしいということで、ぜひやってくださいというような所については、積極的にやらせていただいているといったところが実態です。現在は2か所、そういう所に監視カメラを設置をさせていただいているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

星野議員。

○6番（星野洋一）

確かに、住民の皆様のそういう気持ちがなかなかあってできないというのは、確かにあるかもしれません。ただ、昔と違って、今は防犯カメラとか監視カメラに対する拒絶反応は、前よりは若干少なくなったのかなと私は思っております。できるだけ地域からの、皆様の多分、確認を取ってということですので、自治会とか組という単位で取っているのか、その辺、ちょっと分かりませんけれども、そういう形で進められているのだと思うのですけれども。

できるだけ、やはり決め手となるのは、見られているんだぞという緊張感ですか、そういうものによってごみを捨てるのを防げるということが出てきますので、その辺のところを進めていかないと、ルールを守らない人にとってはなかなかやめてもらえないのではないかという私は気になっているのですよね。その辺のところをもうちょっと踏み込んでやっていただければなというふうに自分的には思っております。

あと、問題として、よく粗大ごみとか不燃ごみとか、そういうものになってくると犯人が特定しづらい。答弁の中には、中に入っているものによって、その方を見つけて注意をしますというふうなお話は書いてありましたけれども、粗大ごみや不燃ごみ、よく扇風機とか炊飯ジャーとか、これ、捨てられております。そうすると、なかなか特定がしづらいというのがあるので、その辺のところをいかにするのかというと、やはり、さっき言ったカメラとか、そういうものに頼らざるを得ないのかなというのが強く出てくるので、その辺はもう少し考えなくてはいけないと私は思っております。

あと、ちょっと別の件で。よく不法投棄されたもので、黄色い紙を貼りつけられて「持つていけませんよ」というのがありますよね。あれに関して、さっき中を調べて、ああ、ではなくて、黄色い紙を貼られて、これ回収して、置いておくと、また住民の

方が「ああ、いけないな」と言って持って帰ってくれるのは、パーセンテージではどのくらい持って帰ってくれているのですかね。そういう資料があるのでしたらちょっと教えてください。なければ結構ですけれども。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

議員の御質問にお答えをさせていただきます。

基本的には、不法投棄とか、そういう形で、こちらが認知をして、そちらにシールを貼りに行って、それがなくなったという形での報告というのは限りなく少ないですね。残念ながら。残念ながら、その辺は少ない状況です。

こちらのほうも、そういう所に不法投棄されない形で、先ほどの監視カメラの方法もありますし、夜ですね、出されてしまうとかというケースも当然考えられますので、そういうときにはセンサーライトで対応するとか、いろいろ過去には工夫をして対策を講じてきました。ただし、なかなか、そういう不法投棄的なごみの根絶にはなかなか至らない、特効薬もなかなかない、そういう状況であります。やはり、近くの方の住民の方の目といったところが一番効果的なのかなとは感じているところです。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

星野議員。

○6番（星野洋一）

星野です。

確かに、やはり限りなく持って帰ってくださる方は少ないということですね。

先ほどちょっと言った箱形にしたという所にも、実は、一緒に監視カメラをつけてありますし、箱だけの影響ではなく、その所には「24時間カメラ作動中」と大きな看板も貼りついていて、やはり監視カメラの力は大きいのだろうなと私は認めざるを得ないのではないかなと思っております。

監視カメラは、設置は確かに有効ではあるのですが、それなりの値段、これ、かなりしますよね。予算的には厳しいものがあるのだろうと自分では思っています。あと、設置場所の検討等もしっかりとおかなければならぬので、その辺も私も理解しているつもりではいますが、これ、やはり不当投棄に対する大きな抑止力に監視カメラはなり得ると考えておりますので、調査を重ねて、必要とされる集積場や町として地域とか、地域の環境とか景観保全のためには、ぜひ、前向きに検討していただきたいと私は思っているのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

監視カメラの有効性といったところの御提案でございますけれども、私どものほう

は今現在2か所、設置をさせていただいておりまして、設備的には、あと2台、別に持っておりますので、要望等あれば対応、すぐにでも対応できる体制は取っております。

○議長（吉田敏郎）

星野議員。

○6番（星野洋一）

6番、星野です。

そうですか。そういうものをできるだけ町民の方に知らせて、ごみの不当が起きないようにしていただければと思います。

ごみ問題は、すぐさま解決する問題ではなくて、やはり地域と町と一緒にになって粘り強く解決していかなければならないものだと考えております。これからも、そのところはお願いいいたしまして、私の一般質問は終わりといたします。

○議長（吉田敏郎）

これで星野議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。再開を14時45分とします

午後2時29分

○議長（吉田敏郎）

再開いたします。

午後2時45分

○議長（吉田敏郎）

引き続き一般質問を行います。

1番、下山千津子議員、どうぞ。

○1番（下山千津子）

皆様、こんにちは。議員番号1番、下山千津子でございます。

通告に従いまして、南箱道路（愛称、はこね金太郎ライン）開通に伴う足柄上地域の地域活性化策及び諸課題は、の質問をさせていただきます。

ゴールデンウィーク前の4月28日、南足柄市矢倉沢と箱根町仙石原を結ぶ南箱道路10.9キロメートルが開通いたしました。これにより、東名高速道路大井松田インターチェンジから箱根町仙石原までの所要時間も随分短縮され、利便性が大いに高まりました。また、観光客の周遊ルートや生活道路としても、さらに災害時の代替ルートもでき、圏域の安全もさらに確保されました。開成町を含む足柄上地区といたしましても、これを契機として、新たな観光ルートの誕生に伴う広域連携による観光振興をはじめとする地域活性化策を講じる必要があると考えます。

一方、連休期間中の町内交通状況では、当該路線の事前周知や道の駅「足柄・金太郎のふるさと」への来場者などの影響からか、圏域外からの車両も相当数、通行し、渋滞も見受けられました。南箱道路開通の費用対効果は大きなものがあると思われますが、開通後の善後策について以下の質問をいたします。1に、国際観光都市箱根町との連携を意識した足柄上地区の観光振興策にかかる事前調整の状況と今後予定す

る具体的な取組は、2に、開成町における観光振興に結びつく具体的な取組は、3に、交通量の増大に伴う渋滞緩和策はどのように考えますか。

以上、質問とさせていただきます。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

下山議員の御質問にお答えをします。

南足柄市矢倉沢と箱根町仙石原を結ぶ県道731号線、愛称、はこね金太郎ラインは、平成25年度から整備が始まり、当初、令和元年度に開通予定でしたが、令和元年10月の台風19号等による被害復旧のため開通が延期され、今年の4月28日に開通をいたしました。足柄上地域から箱根につながる新たな道路が開通したことにより、生活道路だけではなく、観光道路として足柄と箱根の広域連携の促進、観光振興をはじめとする地域活性化や災害時の代替ルートとしても期待をされております。

1つ目の国際観光都市箱根町との連携を意識した足柄上地区の観光振興策にかかる事前調整の状況と今後予定する具体的な取組についてお答えをいたします。

足柄上地域の観光振興としては、当地域の魅力を発信し、観光客の誘致、地域振興を目的とした足柄地域着地型観光推進実行委員会により、名所の回遊、農産物の収穫体験や地元グルメを体験できる着地型観光事業を推進しております。足柄地域着地型観光では、箱根町観光協会にツアーの委託をし、首都圏、神奈川県内の皆さんに参加いただくツアーを行っています。また、足柄観光協会と足柄上地域の各市・町が協力し、名所や観光スポットを紹介するチラシを作成し、箱根の観光施設や宿泊施設等に配布をし、観光客の誘致をしております。

広域連携をメインに活動している「あしがらローカルプランディング推進協議会」では、官民連携によるツアーの企画、「あしがら」エリアの地域イメージの浸透を図るため、箱根に観光で訪れる観光客をターゲットとしたホームページを作成しております。今後も、箱根町観光協会との連携による着地型観光ツアーの実施、あしがら観光協会との連携による観光ガイドマップの作成や、一般社団法人日本自動車連盟のホームページを活用した地域の情報発信、「あしがらローカルプランディング」による広域連携を意識したグッズの作成など、各市町と連携して足柄地域の観光振興に取り組んでまいります。

2つ目の町における観光振興に結びつく具体的な取組について、お答えをいたします。

町の観光振興の取組としては、昨年、オープンした南足柄市の道の駅に訪れる方が開成町に来てもらえるように、道の駅出口付近にあしがり郷瀬戸屋敷の案内看板を設置し、誘客に効果を上げております。また、県西地域活性化プロジェクトによる未病バレー「ビオトピア」や各市町の観光施設に町の観光パンフレットを配布しております。

今後、町の観光マップや、あじさいまつりで作成するチラシなどに「はこね金太郎

「ライン」を地図に落とし、開成町が箱根から近いことを示して回遊していただけるよう努めてまいります。

3つ目の「交通量の増大に伴う渋滞緩和策はどのように考えるか」について、お答えをいたします。

南足柄市の道の駅のオープンなどで交通量が増加していることは、認識をしております。昨年開催した瀬戸屋敷ひなまつりでは、瀬戸屋敷の駐車場の拡大により、開催期間中も周辺道路に渋滞が発生することはませんでした。今後も道路の渋滞緩和策については、道路管理者や警察と連携をして渋滞緩和に向けた対策を推進してまいります。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

一定の答弁をいただきました。再質問させていただきますが、南箱道路を愛称、はこね金太郎ラインで統一させていただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

まず、1つ目の質問に対しまして、足柄地域着地型観光をこれまで推進されてきたこと、さらに地域連携としてあしがら観光協会と各市町が協力して観光スポットなどを紹介するチラシを作りPRに努めてきたこと、いずれも、これまで地域で連携して取り組まれてきた内容の説明でした。当然、それらは、これからも観光振興の観点からも継続されると考えます。

しかし、特に、はこね金太郎ラインに、開通したことで目新しい取組が見えてきません。このたびのはこね金太郎ラインの開通を一つの契機として、また、チャンスとして捉え、改めて広い広域で「こんな取組をしていこう」とか「展開していこう」といった事前の議論や話し合いの場はなかったのでございましょうか、お聞きいたします。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

下山議員の御質問にお答えします。

広域での取組の中でのはこね金太郎ライン開通に伴う話し合いという中では、今まで取り組んでいました着地型観光、または足柄観光協会との取組という部分もありまして、その中でも新しい道路を通ってくる方、お客様、箱根から来るお客様に対して、どうやって足柄地区を知ってもらうかというような話の中で事業を展開してきました。

今後ですけれども、神奈川県がいやしの里の駅という形の中で紹介のパンフレットを作成するというようなお話を聞いております。その中で、開成町にあります瀬戸屋敷、また、フォレストスプリングス、水辺スポーツ公園などの施設の紹介をしていくだくというような形を、今、話を進めております。

また、足柄観光協会とでは、体験をテーマにした新しい観光マップというものを作

成を今後予定しているという中で、遊び、キャンプとか、そういうもののテーマを決めた中で、農業体験という中も入れた中で開成町の中の紹介をしていただくというようなお話を今、詰めております。

また、ローカルブランド、取り組んでおります。昨年、開成ローカルブランドで「箱根のとなり 千年の湧水地あしがら」というサイトを作成しております。こちらのサイトの閲覧を増やす目的の中では、紙ベースでの紹介という中で箱根を訪れる方にそういうものを紹介した中で、そちらのサイトのほうの周知を図っていきたいと考えております。こちらは、ローカルブランドディングの事業の中で、そういうものを展開していきたいなと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

下山議員。

○1番（下山千津子）

御答弁の中で、足柄上地域から箱根につながる新たな道路が開通したことにより、生活道路だけでなく、観光道路としても期待されていると町長は御答弁いただきました。

しかし、4月28日の開通に関するニュース報道を見たときに、開通の記念式典には黒岩知事、南足柄市長、箱根町長の3名しか出席されていなかったことを知ったときに、とても残念な気持ちになりました。平成18年に1市6町の議員連盟が発足し、開成町でも代表議員が県にお願いに行ったり、平成28年5月には私もこの金太郎ラインをマイクロバスで視察をしていますから、開通に伴い足柄上地域が箱根とつながり、これからはいろいろな形で連携して、これまでにない新しい発想の取組や事業展開がされ、機運も盛り上がってくるのではないかと大変期待をしておりました。

平成26年3月の足柄紫水大橋の開通記念式典では、地元首長は皆さん出席され、酒匂川の右岸側と左岸側が橋によってつながるという希望が感じられました。コロナ禍にあるとはいえ、長年の希望、期待であったわけでございますから、せめて足柄上地区の首長さんがそろって参加するという意思があってもよかったです。町長にお伺いいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

確かに、開通式は、呼ばれなかったということで、参加しなかったわけではなく。やはり、これはコロナの関係で、紫水大橋のときとは全く状況が違う。県にとっても、大きなイベントを含めて基本的にはやらない方向ですので、最低限、関わりのある箱根町と南足柄市が出席をして開通式を行ったと。コロナの関係がなければ、我々も箱根の開通式に合わせて自転車を使ってイベントをやろうとか、箱根といろいろなことを考えながらはきたのですけれども、今、そういう状況ではないということで、参加しなかったというより、最低限の中で行われたと。

道の駅も同じです。もっと大々的に道の駅もやりたかったと思うのですけれども、これも、やはり最低限の中で開園をしたと。なかなかこれは難しい状況で、今のコロナ禍の関係の中で大きなPR、イベント等はなかなかできないという中で実際、行われたということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

下山議員。

○1番（下山千津子）

今、世界中がコロナ禍で大変な状態だということは私も理解できます。今、町長の答弁で、やはりコロナが原因だったということで残念に思います。

では、次の質問にいきます。この道路の開通で、東名大井松田インターチェンジからのアクセス性もぐっと高まったことを絶好の好機として捉え、この際、多種多様な観光資源を練り直し、掘り起こし、改めて地域が一つになって積極的に観光客誘致に動くことが重要と考えます。そして、そのことで定住促進などの地域振興にも結びつく可能性も出てくるのではないかと考えますが、いかがでございましょうか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

箱根と南の道路の開通をこの足柄地域は大きな起爆剤にしたいという思いは、開成だけではなくて、1市5町、全て持っています。特に、南は道の駅をそれに合わせて造る、開成町も瀬戸屋敷周辺整備を開通に合わせて造っていくと。山北は新しい新東名の、今度、インターもできます。大井町も、ブルックスという。みんな、基本的には、足柄地域にお客様を呼び込みたいと。力を合わせて。

あしからローカルプランディングも同じです。開通前から事前に1市5町が力を合わせながら、それぞれの観光資源、いいものは何かという、改めて資源を見直して、それを発信していこうという、そういう協議会を作りながら今までやってきた。やってきましたけれども、実際はコロナでなかなか思いどおりにはいかないというのが現実で、何もしないというわけではなくて、考えていないというわけでもなくて、様々考えているのですけれども、なかなか今、表に出て、それがPRできる現状にないという認識を持っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

下山議員。

○1番（下山千津子）

瀬戸屋敷ではハード面はできたと、今、町長答弁をいただきました。3月の予算審議のときにも、町長は、このはこねラインができたら、お客様を瀬戸屋敷北部のほうに誘客したいという、そういうお気持ちを述べられております。ぜひ、今後はソフト面のおもてなしの心の温かい開成町らしいおもてなしの事業展開をしていただけたら大変ありがたいと思います。ぜひ、よろしくお願ひいたします。

それでは、2つ目の再質問になります。入り口の矢倉沢から関本方面に下りてきたときに、各交差点などに道の駅へ誘導する案内の看板は目につきますが、他の観光資源へ誘導する看板は目に入りません。今はスマートフォンなどで地図情報が得られますが、やはり箱根方面からの観光客を誘導するためには、交通結節点などへの案内看板などの設置は必要と考えます。

道の駅出口周辺に、先ほど御答弁にもありましたように、瀬戸屋敷の案内看板があり、誘客に効果を上げていることは結構なことでございますが、やはり沿道などへの案内看板が必要と考えますが、いかがでございましょうか。道路管理者である神奈川県に設置の要望をされたらいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

下山議員の御質問にお答えします。

確かに、県道には南足柄市にオープンしました道の駅の案内看板というものが多くの設置されているというのは、私も確認しております。特に、国道255号線の東名のインターのところにそちらの看板がまず設置されて、足柄大橋から続く道路、また、その道路の延長で南足柄市のほうから来る道路のところにも設置されております。こちらの看板を確認しますと、道の駅の位置づけが地方自治体と道路管理者が設置する商業施設、休憩施設が一体となった道路施設という形の中で、道路管理者と南足柄市の中で協議して設置をされたと聞いております。

瀬戸屋敷の案内看板が少ないということですけれども、開成町では公共案内という中で、町内に12か所ある看板の中で、四つ角の交差点や合同庁舎の前など4か所に瀬戸屋敷の案内看板を設置しております。こちらのほうの看板で、瀬戸屋敷に訪れる方が見られるような形で考えております。

また、瀬戸屋敷につきましては、議員もおっしゃられたとおり、主に車で訪れる方がメインという形の中で、現在、カーナビゲーションとかスマートフォン等で場所も分かるという中で、瀬戸屋敷の場所の問合せというところもなかなか少ないということから、現在、新設することについては考えておりません。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

下山議員。

○1番（下山千津子）

実際、通ってみて感じたことでございますが、通行する車の台数も結構ありましたが、それに加え、若い人がヘルメットをかぶり自転車で登っているのを見てちょっと驚いてしまいました。そこで、これは提案ですが、着地型、体験型の新たな観光資源といたしまして、ぜひとも、先ほど町長が言われましたように、自転車を取り上げていただけたらと思います。

私は、昨年9月会議でも、酒匂川サイクリングコースの管理が町に移管されたこと

を受け、自転車の利用促進を図るための提案をさせていただきました。酒匂川沿いを走るサイクリングコースは、十分、他に誇れる観光資源だと言えます。足柄上地区には、ほかにも自転車で走行することがとても爽快で楽しくなる道が数多くあると思います。実際、この丘陵なはこね金太郎ラインを自転車で登る愛好家がたくさんいるわけでございますので、以前開催した水辺スポーツ公園をスタート地点とする自転車フェスタなどにも数多くの参加者が集まるのではないかと想像いたします。あの山登りも、自転車ファンには受けと考へております。

余談になりますが、自転車で山に登ることをヒルクライムと言うそうですが、今回の東京2020の自転車競技のコースは御殿場方面を走ります。とてもタイムリーだと思います。

はこね金太郎ライン開通をきっかけにして、自転車ファンに対して、例えば自転車専用雑誌に特集を組んでもらうなどのアピールをしてよいのではないかと思います。足柄地域の新たな観光の取組に、ぜひ、自転車を取り入れていただきたいと思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

単に自転車でといつてもいろいろあると思いますけれども、スポーツタイプのものと、今、酒匂川の話、サイクリングコースの話が出ましたけれども、そこはやはりスポーツタイプの自転車が走り回るところではないので、安全に、歩行者の方も、たくさんおられますので。今回できた金太郎ラインも、私も行きましたけれども、オートバイ、自転車、相当走っていました。しかし、あれも結構危険なのかなというふうな感じで私は見ておりましたけれども、レースをやって通行止めをしてやる分にはいいですけれども、ふだんで、そこを自転車でというふうにやるには、なかなか、それは難しい部分、危険な部分が私はあるのではないかと思います。

イベントとして、今、開成町でもコロナで中止をしておりますけれども、水辺を出発点として山北のコース、いろいろな様々な中で、そういうときにコースとしてあのラインを入れることは可能だと思いますけれども、なかなか、その辺は安全上の問題を考えながらきちんとやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

下山議員。

○1番（下山千津子）

3つ目の質問ですが、今回のはこね金太郎ラインの開通による足柄上地域への通行車両増大の影響については、実際、朝・夕の渋滞が常態化しつつあります。また、南足柄市の道の駅への来場車両も最近は随分増えております。その影響は、足柄大橋から関本方面に直進する御殿場大井線だけでなく、富士フィルム先進研究所前を通る和田河原開成大井線まで渋滞を生んでしまっております。これは、富士ゼロックス、20

21年4月1日、富士フィルムビジネスイノベーション株式会社に社名を変更してございますが、その交差点から当町の源氏橋までの区間、200メートルが狭いままございます。ボトルネックになってしまっています。

以前、町からの説明では南足柄市に対して拡幅を促すとの説明がございましたが、依然として動きがございません。地域全体としての交通の円滑化、渋滞緩和策などとしても、この区間の拡幅が求められると考えておりますが、市に対して要望されるお気持ちはございますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

下山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

和田河原開成大井線につきましては、もともと促進協議会を持ってございまして、拡幅の計画、それはもともと都市計画道路で持ってございます。南部の土地区画整理事業、こちらに入るときに、ちょうど南足柄市さんと協議をさせていただきながら、一体の道路でありますので、同様な形で拡幅をしていこうというようなお話を進んでございまして、実際に県にも要望活動等々、一緒に行わせていただいております。

ただし、これは2車線になるという道路ではございませんので、拡幅して2車線になるということであれば、多少の渋滞緩和とか、そういったことに寄与できる部分でもございますけれども、その辺は1車でございますので、その辺は多少、右折、もともと右折ラインとか、そういったものもある交差点は持ってございますので、あまりそういったところでの効果は薄いのかなといったところでは考えてございます。

○議長（吉田敏郎）

下山議員。

○1番（下山千津子）

源氏橋がいつも渋滞しているので、私としては何とか交通緩和策として着手していただければと考えておりますが、よろしくお願ひいたします。

冒頭申し上げましたが、はこね金太郎ラインは整備こそ県道の再々整備でございます。観光バスが往来できるほどの広さを持つものではなく、正直、ちょっと残念だと思うところもありますが、箱根に抜ける新たな道ができたという点ではとても意義があると考えております。箱根町と足柄上地域の地域住民にとっては、生活面、防災面、そして観光面など、今後、大きな意味を持つ道路でございます。この開通を大きなチャンスとして捉えて、地域双方で活性化のための手立てや具体的な取組が官民連携などによりさらに進められていくことを期待しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏郎）

これで下山議員の一般質問を終了といたします。

引き続き一般質問を行います。

8番、山本研一議員、どうぞ。

○ 8 番 (山本研一)

8 番議員、山本研一でございます。

通告に基づき、新庁舎建設に関わる費用の総額と維持費は、について質問します。

役場新庁舎は、供用開始から 1 年が経過しました。2018 年 7 月から始まった新庁舎建設に伴う一連の工事は、旧庁舎解体工事も終了し、現在、跡地の整備が進められています。新庁舎は、省エネ技術を駆使した日本初の ZEB 庁舎であり、また、災害に強い構造で、役場とは思えないモダンな建物という声もありますが、一方で、この新庁舎建設には総額で幾らかかったのだろうという疑問の声もあります。

新庁舎整備の費用に関しては、2016 年度に開催されたまちづくり町民集会で配布された資料には、建設事業費として 24 億 5,000 万円、さらに 2018 年 9 月発行の「広報かいせい」では、「新庁舎の建設工事が始まりました」という記事の中で入札結果の概要として契約金 22 億 8,204 万円と掲載され、これらが町民に明示されています。しかし、町民プールの解体、周辺整備や庁舎内の部品購入、旧庁舎の解体工事など、新庁舎建設に関連したトータルの事業費は町民に対し明確に示されていない状況にあります。

そこで、新庁舎整備事業が終了を迎える現在、新庁舎建設に関連する一連の事業が幾らなのか、また、今後の維持費について、ランニングコストと想定される修繕費などについて伺います。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

山本議員の御質問にお答えします。

新庁舎は、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用により、ZEB 認証を国から受けた初めての庁舎であり、防災拠点でもあります。昨年 5 月、供用を開始してから 1 年経過しましたが、いまだ新型コロナウイルス感染症の影響で町民の皆様に御披露ができていない状態であります。新型コロナウイルス感染症の収束が見えた段階で環境フェアを開催し、その事業の一つとして新庁舎の町民見学会を実施したいと考えております。

現在の新庁舎周辺の状況は、旧庁舎解体工事の工期を延長したため、今月末まで跡地整備工事を実施するとともに、7 月末で周辺環境整備工事も完了する予定となっております。

新庁舎建設に伴う工事概算費用額として、平成 28 年度に開催した町民集会や平成 30 年 9 月発行の広報誌に掲載をいたしました。また、平成 30 年 1 月に開催された町議会の新庁舎に関する調査特別委員会の中で、町民プール解体工事、新庁舎内什器、議場什器等の備品類、旧庁舎跡地整備工事等の一連の費用総額として約 32 億 2,110 万円を予定額として報告をさせていただきました。最終の新庁舎本体工事については、24 億 1,844 万円ほどであります。新庁舎関連の費用総額については、現

在、旧庁舎跡地整備等の工事中ではあります、総額約32億円1,300万円となる予定であります。

令和3年度、新庁舎にかかる経費としましては、電気設備、空調設備、衛生設備、消防設備等の保守点検費及び警備委託費に年間約2,900万円を見込んでおります。令和2年度の光熱費については、コロナ禍の状況下ではありましたが、令和元年度より約290万円削減されたところであります。また、新庁舎維持に伴う機器の交換、部品交換等のメンテナンス費用でありますランニングコストについては、今後10年間で約1億2,000万円を見込んでおります。

新庁舎にかかる維持管理費やメンテナンスの経費等の新庁舎にかかる一連の経費については、今後の財政計画に計上するとともに、財源見通しを明らかにし、計画的な財政運営を図ってまいります。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

山本議員。

○8番（山本研一）

8番、山本です。

町長から答弁いただきましたので、再質問をさせていただきます。

新庁舎関連費用、総額32億1,300万円の予定という中で、そのうち本体工事費約24億1,844万円ということでしたが、一連の事業費として本体工事以外にはどのような工事があり、それぞれ幾らなのか、関連事業の内容とその金額について、32億円の内訳を伺いたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

企画総務部長。

○企画総務部長兼財務課長（小宮好徳）

それでは、山本議員の御質問にお答えさせていただきます。

内容といたしましては、プールの解体、設計工事費で、万円単位で回答させていただきます、2,687万円ほどです。庁舎の本体で付随の外構工事がございましたので、これを合わせて25億1,444万円ほどです。什器、備品関係でございます。こちらは、1億8,403万円ほどになります。旧庁舎の解体工事費になります。こちらが1億5,867万円ほどになります。それと、今現在、行っている外構、周辺環境整備も含めまして、1億483万円となってございます。

そのほかに、ちょっと細かい話ですけれども引っ越し費用とか、その辺がございますけれども、主なものとして回答させていただきました。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

山本議員。

○8番（山本研一）

8番、山本です。

ありがとうございました。冒頭の質問の中でも述べましたように、町民に分かりやすく公表されている金額は、2018年9月の発行の「広報かいせい」に表示された入札結果の概要として、本体工事の契約金22億8,204万円です。答弁にあった約24億1,844万円とは1億3,000万余りの違いがありますが、この理由はどうしてでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

企画総務部長。

○企画総務部長兼財務課長（小宮好徳）

それでは、お答えさせていただきたいと思います。

「広報かいせい」に金額を掲載させて以降、変更契約というものを3回させていただいてございます。御存じだと思いますけれども、こちらは、1回目にまず行ったのは、着工後、地中の埋設ごみ廃棄処分、あと、残土排出の場所変更等でございます。2回目の変更でオイルタンクの軸体追加等、ございました。3回目に自転車の駐輪場の関係、その辺がございました。この3点で当初より金額が増えてございます。こちらは今回の本体工事と外構工事、本体に付随する外構工事と一緒にになりますので、金額的には最終合計が25億1,400万ほどというところで金額が確定してございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

山本議員。

○8番（山本研一）

8番、山本です。

ありがとうございました。今、3回の追加工事というお話がありましたけれども、それぞれ何となく、何で着工前に分からなかつたのかなという感じがするような内容のように思いました。そういう面で、まず、着工しなければ分からなかつた、途中で追加せざるを得なかつた理由と、それから、こうした追加工事があった段階において、これは本体工事以外にも、例えば、解体工事のときのアスベストの関係とか、いろいろ追加があつたと思います。そういう段階において、いかにコストを抑える、そういう努力を、どのような対策をされたのかということについて伺いたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

企画総務部長。

○企画総務部長兼財務課長（小宮好徳）

それでは、お答えしたいと思います。

今、解体工事でアスベストというお話がございました。こちらは、基本的には積算に基づいて行っているところでございますけれども、金額を抑えるためというか、金額を基本的には補助できる、国の補助がもらえるというところで、逆に、1,400万円ほど国庫補助金を頂いてございます。こちらは、社会資本の整備総合交付金というものでございます。

そのほかに、こちら、先ほど、変更契約を3回ほどさせていただいてございますけ

れども、着工後、先ほど申したように地中の中にごみがあったとか、あと、消防と協議をしたときにオイルタンクの軸体追加というところがございました。このようなものがございましたので、変更契約させていただいたというものでございます。

取りあえず、以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

山本議員。

○8番（山本研一）

8番、山本です。

ありがとうございました。今回の一般質問は、新庁舎建設の一連の事業が終わろうとしている現在、一体、総額で幾らかかったのだろうという町民の方々の疑問について質問させてもらいましたけれども、36億円超えということが理解できました。理解できましたというよりも、分かりました。

「広報かいせい」の5月号に令和3年度当初予算の概要というのが掲載され、町民の方からは町の予算が分かりやすくてよいという意見も聞きました。その中で、一般会計の歳入額では最も大きな収入源が町税であり、その額は27億円弱という、27億円に満たない額でした。町税27億円を考えると、新庁舎建設関連工事費の総額32億円がいかに大きな額であるというのは、よく分かると思います。

先ほどの答弁で、平成30年1月に開催された議会の調査特別委員会で一連の工事費を約32億2,110万円と報告したとありましたが、一般の町民の方にはきちんと明示されたという認識はないと思います。したがって、今回、初めて32億円超えの建設費を知る方が圧倒的に多いように思います。税金の使われ方に関心を持たれている方々には、町民が一生懸命働いて納付した単年度の町税を超える総額32億円はかなり高いという印象を受けると思いますが、この32億円について町長の印象はいかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

建設の総額32億円が安いか高いかという話では、私はないと思います。今の開成町の財政の中で32億という、私、金額は、大変、大きな金額だと思っています。安いか高いかではなくて、町の財政の中で32億という金額はどのような位置づけ、将来的にも財政推計をしながら考えた、また、かかった費用をどうしていくかという。これは、まちづくり町民集会のときにも、当時、財政担当課長が説明をさせていただきました。起債というものはどういうもので、開成町の今、起債がどのくらいあるのか。実際、起債の中の半分以上は、本来なら国が交付税としてもらえるものが、国がお金がないから半分は町で借金してください、その代わり後で交付税で面倒を見ますよと。開成町の実態の借入金は、その半分だと。

この建設をするに当たり、財政推計はもちろんしています。それまでに借入金がどの程度あって、大きく言えば、水辺スポーツ公園や福祉社会館の借入れが大きな金額で

残っています。それが、いつまでに返し終わるか。そして、この建設をするに当たり、建設するのは何年先の話ですので、できるだけ借入れをしないで済む財政を調整、行政運営をしながらやってきて、そのうちの十数億、今回、借入れをしておりますけれども、その借入れをすることが将来の開成町にとって財政的負担になるのかどうか、そういう説明をきちんとさせていただいて、今の開成町の財政力の中でやっていくには、これだけの借入れをしても大丈夫ですよという、そういう町民説明会をさせていただいたつもりです。

総額の中で、全部は借りられませんので、日本初のZEB庁舎というものを取り入れた結果、結果ではないですね、職員が一生懸命頑張ってくれたおかげで、国から5億近い補助金を獲得することもできたと。日本初のZEB庁舎を造るということで、入札、当時、小田原の市民会館が入札不調だと。うちの町も、実は、心配をしていました。しかし、結果的には、日本初のZEB庁舎を造ろうという事業者が6者、現れて、いい競争の中で2億数千万円、予定より安くできたと。財政負担をそれぞれ、いかに減らしながらも考えながらやって、32億の数字の中には、そういう補助金や様々な努力の結果入っているという中で、今、この新庁舎を見たときに、私は、その金額に見合ったものができ上がったと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

山本議員。

○8番（山本研一）

8番、山本です。

町長のおっしゃることもよく分かります。ただ、一般の町民の皆さんに本当に今的内容でこの32億円というものが本当に御理解いただけるかどうか、そこはちょっと私はかなり疑問だなというふうに思います。今後、これについてはいろいろな意見が出てくるのではないかと思いますが、ただ、既にできたものであり、町民の皆さんにしっかりと今のような情報提供ができれば、金額をどうこう言っても仕方がない、今になってはそうだなと思いまして、今後は、この新庁舎をいかに多くの町民の皆さんに有効活用していただくかが一番重要なと思います。

新庁舎は、既にPRされているように、省エネを駆使した庁舎としては日本初のZEB庁舎であり、また、防災拠点として災害発生時の対応の要役を果たすということは、町民の皆さんも理解されていることだと思います。今はコロナ禍で難しいですが、アフターコロナにおいては、一番重要なのは町民の日常の町民サービスの拠点として、多くの皆様に、多くの町民の皆さんに喜んで活用していただくことではないか、その活発な利活用に関して、これから議論が必要ではないか、重要ではないか、そのように思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

全くそのとおりだと思います。ＺＥＢ庁舎、初のＺＥＢ庁舎ということで、町民の皆さんにお披露目をしたいけれども、コロナの関係で、できていない部分、残念な部分はあるのですけれども、ＺＥＢ庁舎とは別に、町民の皆さんに、いかに使いやすい、使ってもらえるかというのを考えながら、防災のとＺＥＢのと、もう1つは町民サービスということで、1つには、今まで町民センターと2つで行ったり来たりと、町民の皆さんに御迷惑をかけていた。それがないように、今度はワンストップサービスを新庁舎に合わせてつくろうと。実際、それができ上がって、町民の皆さんには喜んでもらえていると私は思っています。

また、それ以外にも、役場に入って左右、今、制限をしておりますけれども、ここをどうやって皆さんに活用していただくかと。以前、いろいろな話をしながら話をしたときに、遺族会の皆さんとの会長と話をしたときに、ぜひ、お盆のときにあそこを貸していただいて、戦争の悲惨さや、これから戦争がないようにするためのＰＲをするパネル等を展示させてもらえないかという、そういう御提案をいただきました。

開成町は、各種団体、様々あります。そういう人たちに、できるだけそういう機会を設けて、あの場所でそれぞれのＰＲ活動をしていただくことも可能ですし、また、これから、今年、選挙がどうもありそうですけれども、期日前投票として使う。また、確定申告のときも、確定申告の仮設の場として、あそこを有効活用する。

ふだんのときは、少人数なら、あそこに来て打合せができるテーブル、椅子も、きちんと置く予定ではもちろんあります。大人数の場合は、町民センターを今、改修しますけれども、そちらでサポートセンターを造りますので、様々な用途、使い勝手、それぞれ町民の皆さんのお意見を聞きながら考えていきたい。

庁舎だけではなくて、今、役場の前の駐車場も工事をしております。今度、立体的になると、相当広く使えます。もちろん、災害時はテントを張ったり使えるようにするためですけれども、平時は、あの大きな駐車場を使って、例えば、阿波おどりの会場も今度は余裕をもって使えるようになるだろうし、今年の秋に環境フェアを考えていますけれども、様々なことが駐車場を使ってもいろいろなイベントにも考えることができると思うので、様々、町民の皆さんのために使えるように、いろいろなアイデアをいただきながら活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

山本議員。

○8番（山本研一）

8番、山本です。

今、町長の答弁で、利活用の必要性というか、こういった認識は共通であると理解しました。自治体の事業というのはリターンを求めるものではないということは十分承知していますが、貴重な税金を使って行った事業であり、費用対効果もしっかりと考え、コストパフォーマンスを発揮させることも大変重要なことだと思います。そのためには、広く町民の皆さんのお意見や要望を把握することも大変重要なことだと思います。

ます。

例えば、今、町長も具体的に幾つか使用例をお話しされましたけれども、私が町民の皆さんから聞いている声としては、1階のスペースに簡単な図書室のようなものを作つたらとか、町民が趣味で作った作品を展示したらとか、コンビニや銀行を入れるとか、あるいは、開成町は喫茶店が少ないので、コーヒーチェーンなどを入れたら便利に使える、こんな様々な声をお持ちの方がおられます。そうした声を、町民の皆さんのが気軽に声を出せるようにできれば。

提案なのですけれども、町民の皆さんのお意見箱というか、活用の仕方について町民の皆さんのお意見が聞けるような、簡単に書いて箱に入れる、それが皆さんのお意見として町で受け止められる、こんな仕組みもつくっていただければなという。そうすると、より多くの町民の皆さんからいろいろなアイデアが出てくるのではないかなど、そう思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

町民の皆さんのお意見を聞く方法というのは様々あると思いますけれども、その中の一つでもあると思います。今でも様々、メールでも構いませんし、自治会を通して構いませんし、直接でも。あそこの中の提案だけではなくて苦情でも構いませんし、様々なことを受け入れができる体制というのは、私できていると思いますので、その一つとしても考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

山本議員。

○8番（山本研一）

前向きなお話をいただきましたので、ぜひ、やっぱりせっかくの場所ですし、できるだけ多くの町民の皆さんがこの役場に来るような、来たいような、そういう気持ちになるような、そういう形の雰囲気づくりというか場所にしていただければなと思います。

それと、最後になりますが、維持費にかかる費用、先ほど年間3,000万円弱。これは、いろいろな省エネ等の関係もあると思いますけれども、コロナ禍ということも、もちろん答弁の中にもありました、前年度より1割減ったという答弁でした。コロナ禍でも用事があって新庁舎に訪れた方からは、天井が高くて明るくていいのだけれども、木がたくさん使われていて、これから掃除とかメンテが結構大変ではないかというふうな心配をされている方もおられました。

ごもっともな話だなというふうに私も聞いていたのですけれども、これから、ランニングについては、町長にはぜひ、担当に任せるのではなく、自らコストを十分配慮した運用と維持ができるようリーダーシップを発揮していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

これから維持管理も考えながらＺＥＢ庁舎というものを取り入れたつもりでありますので、その成果はきちんと町民の皆さんにお示しできるように。今でも、いろいろ、毎年、環境省の補助金を頂いておりますので、エネルギー関係の報告はしております。議会の皆さんにも、その都度、報告はさせていただいていると思いますけれども、そういうこと考えながら、きちんとランニングコストを削減しながらやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

山本議員。

○8番（山本研一）

8番、山本です。

基本的に、私の印象として32億はちょっと高いなというのが本音なのですけれども、それはそれとして、これからどれだけ有効に活用していくか、もう本当に、これに尽きるのではないかと思います。今後、自治会要望とか町民福祉の向上などで町民が望むサービスに関して予算がないというような話が出ると、当然、町民の皆さんからは、この庁舎のことが話題になってくるというのは必至だと思います。日本初のＺＥＢ庁舎、防災拠点だけにとらわれることなく、できるだけ多くの町民の皆さんのために町民福祉の向上や町民サービスの向上につながるような、そういう場にしていくだくよう、そして立派な庁舎に負けることのない町民福祉の向上に今後も努めていただきますよう要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（吉田敏郎）

これで山本議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。再開を15時50分とします。

午後3時39分

○議長（吉田敏郎）

再開いたします。

午後3時49分

○議長（吉田敏郎）

引き続き一般質問を行います。

5番、茅沼隆文議員、どうぞ。

○5番（茅沼隆文）

5番、茅沼です。

それでは、コロナ禍における高齢者的心と体のケアについて、質問いたします。

コロナ禍において、外出の自粛が呼びかけられております。移動や交流の機会が減少し、高齢者的心身に大きな影響があったと推察されます。また、外出の自粛により

運動不足や筋力の低下、人とつき合う機会の減少による精神的安定、ストレス解消の機会の減少、孤立や孤独の問題など、その影響は計り知れないものがあると思います。

このような状況だからこそ、町として高齢者のケアに、より一層取り組む必要があると考え、以下の3点について質問をいたします。1、心身の健康維持や体力の維持などに対する取組はどうなっておりますか。2、老人会などの集会を開くことができない中で、コミュニティの断絶に対する取組はどうなっておりますでしょうか。3、帰省の自粛などに伴う孤立感の高まりを和らげる取組をどのようにされているかについて、お聞きいたします。よろしくお願ひします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

茅沼議員の御質問にお答えします。

1つ目の心身の健康維持や体力の維持などに対する取組は、についてお答えをいたします。

高齢者の方の健康や体力を維持するため、介護予防の観点から様々な事業を実施してきました。令和2年度においては、自宅でできる運動のチラシとフレイル予防のチラシを作成し、65歳以上の高齢者がいる方、高齢者の方がいる全ての世帯に配布をいたしました。また、昨年11月から12月にかけて地区巡回を、町内各自治会館などの集会施設において新型コロナウイルス感染予防に配慮しながら、個別での対応として健康相談や体力測定を完全予約制で実施をしました。地区巡回は全14自治会を1回ずつ開催し、合計31人が参加をいたしました。

さらに、各自治会で実施をしている「いきいき健康体操サロン」を開催するための支援として、町職員が各自治会に伺い、各自治会で指導しているいきいき健康体操指導員と連携しながら実施方法や開催場所を検討いたしました。

令和3年度の新たな事業としては、出張健康相談会を実施いたします。この出張健康相談会は、各自治会の集会施設や水辺スポーツ公園へ町保健師が出向き、健康維持のためのアドバイスや各種測定を実施し、早期に介護予防や健康増進に取り組めるよう普及啓発を行うものであります。また、各自治会で開催するいきいき健康体操サロンについても、引き続き感染症対策を取りながら継続的に実施できるよう支援を行います。

さらに、健康寿命の延伸を目的として、近隣の温泉施設を利用した運動教室を実施します。参加者の皆さんに運動の重要性と社会参加の楽しさをお伝えし、運動する習慣の定着を図ってまいります。

2つ目の老人会などの集会を開くことができない中でコミュニティの断絶に対する取組は、についてお答えをいたします。

コロナ禍においては、外出自粛の影響によりサロンなどの集いの場を開催することが難しくなり、コミュニティの断絶が発生する状況が危惧されるところであります。このような状況において、老人クラブでは、友愛活動の一環として安否確認を兼ねて

会員の皆さんのお家を訪問し、声かけをしていただいております。また、民生委員・児童委員の皆さんも、電話による安否確認や「ほほえみ通信」を配布するほか、家庭訪問についても訪問時間を短縮して実施するなど、やり方を工夫しながら様々な方法で見守り活動を実施していただいております。

3つ目の帰省の自粛などに伴う孤立感の高まりを和らげる取組は、についてお答えをいたします。

コロナ禍の中、お一人で過ごす時間が増え、特に、高齢者の方は孤立感を感じられる方も増えているものと考えます。その解決策の一つとして、社会福祉協議会が昨年9月から今年3月にかけてウォークラリーを実施いたしました。ウォークラリーでは、ひきこもりを防止し孤立感を解消するために、クイズ形式で各自治会内、町民センター、福祉会館などにチェックポイントを設け実施し、多くの方に参加いただき、楽しげなグループの声も聞かれました。

また、誰かとつながる、社会とつながることなどを目的として、昨年7月から、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターと日頃のつぶやきをメールや手紙でやり取りをする「つぶやき交換日記」を実施しております。

さらに、今年3月には、開成町をエリアとする新聞店、ヤクルト販売、社会福祉協議会、町が高齢者の見守りに関する協定を締結いたしました。この協定により高齢者の安否確認を実施することで地域の安心に寄与するなど、孤立感の解消に工夫をしながら取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

茅沼です。

それでは、ただいまの答弁の内容について、もう少し深掘りしていきたいと思いますので、再質問をいたします。

まず、健康相談、体力測定を実施して参加者は31人であったということでした。開成町の高齢者は約4,500人強、これらの方々全ての人が心と体のケアを必要としているとは思われませんけれども、現時点で、このようなケアを必要としている高齢者は何人ぐらいいると認識されているのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町民福祉部参事。

○町民福祉部参事兼福祉介護課長（渡邊雅彦）

茅沼議員の御質問にお答えいたします。

国勢調査におきまして、独り暮らしの高齢者世帯、高齢者のみの世帯について、統計上では把握しております。昨年、令和2年に国勢調査を実施しておりますが、現時点では詳細部分の確定した数字が来ておりませんので、直近の数字といたしましては平成27年、2015年の調査の数字が最新のものとなります。高齢者単身世帯では

443世帯、高齢夫婦世帯が713世帯となっておりまして、高齢者世帯は1,156世帯となっております。総世帯に占めます18.7%が高齢者のみの世帯という形になっております。このことから、特に、高齢者単身世帯443世帯につきまして十分に配慮してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

茅沼です。

高齢者単身世帯が443人ということでしたが、この中でも31人の参加者というのでは、これはやはり少ないなと思います。1人でも多くの方に参加していただくことができるよう、これからもしっかりと取り計らっていただきたいと思います。

それから、また、先ほどの答弁の中で温泉施設を利用した運動教室を実施する予定とお聞きしました。温泉施設を利用した運動教室、これはなかなかいいものだなと私も思います。なので、どのぐらいの方を対象にして、いつ頃実施、どのような方法で実施するのか等々について、計画がはっきりしていたらお知らせいただきたい。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

ただいまの茅沼議員の質問にお答えいたします。

こちらについては、健康づくりの位置づけで今年度計画しているもので、子育て健康課のほうでお答えいたします。開催時期でございますけれども、温泉に入るということで、気候が安定している10月、11月頃を計画しております。また、1回当たりの人数を25人、年間6回という形で計画しております。ですので、延べ人数150人という形で現在、予定を立てております。

具体的に内容といたしましては、温泉施設、こちらにつきましては、山北町の健康福祉センターにございます「さくらの湯」を想定してございます。午前中に町のマイクロバスで移動させていただきまして、ストレッチ運動あるいは筋肉トレーニング、ウォーキングなどの運動をさせていただいた後に温泉入浴による休憩、あとは軽食、お食事を取って、運動の楽しさ、あるいは社会参加ということでのコミュニケーションを取りながらリフレッシュして健康維持増進を図るというもので、現在、位置づけて計画しております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

なかなかいい発想だなと思いますが、これは当初予算でも、たしか計上されていたように記憶しています。1つ確認させてください。10月から11月頃から今年度6

回とお聞きしましたけれども、3月までの間に6回というと、月に1・5回平均ぐらいで行うということでよろしいのですか。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

ただいまの御質問ですけれども、入浴した後のケアというところで、風邪を引く可能性も高いということで、10月、11月、12月頃で年内に実施をしたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

分かりました。なかなかいい取組だと思いますので、高齢者の方が積極的に参加できるようにしっかりと周知していただきたいと思います。

それから、先ほどの答弁にもありました出張健康相談会、自治会集会施設や水辺スポーツ公園でということでしたが、この件についても具体的な内容とかスケジュールが、もし明確になっているのであれば、お示しいただきたい。

○議長（吉田敏郎）

町民福祉部参事。

○町民福祉部参事兼福祉介護課長（渡邊雅彦）

茅沼議員の御質問にお答えいたします。

今年度の新規事業でございます出張健康相談会につきましては、高齢者の方の通いの場となっております各地区の集会施設、それから水辺スポーツ公園に保健師が出向きまして、移動機能の状態を測定いたしますロコモテスト、それからフレイルチェックなどの測定を保健指導という形で行うことによりまして、予防効果の高い初期の段階での認知症予防などに介護予防、フレイル予防のための健康増進を取り込めるよう普及啓発を行っております。

今後、町民の皆様に、お知らせ版、それから水辺スポーツ公園でのポスター掲示などによりまして周知を図ってまいります。また、スケジュールにつきましては年に12回、曜日をずらしまして月に1回程度のペースで実施する予定でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

1人でも多くの高齢者に先ほどと同じように御自分の健康状態をしっかりと把握して健康な状態を維持していただくという、未病活動の促進のためにも有意義な取組であると思います。多くの高齢者が参加できるように、しっかりと参加を呼びかけていっていただきたいと思います。

また、先ほど、これは面白いなと思ったのは、つぶやき交換日記ですけれども、これは多分に個人情報にも触れることで、なかなか難しいことがあるなと思いますが、現時点で参加されている方は何人ぐらいで、この交換日記の効果がどうであったのか、どのように判定されているのかについて、分かっていればお知らせいただきたい。

○議長（吉田敏郎）

町民福祉部参事。

○町民福祉部参事兼福祉介護課長（渡邊雅彦）

茅沼議員の御質問にお答えいたします。

昨年7月から、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターと、日頃のつぶやきを手紙やメールでやり取りをするというような事業でございます。これまでに5人が、手紙やメールでやり取りをされておられます。楽しみを増やす方法、それから老化防止、誰かとつながるなど、様々な方法で活用されておられます。

御案内の方法といたしまして、社会福祉協議会の「社協だより」での周知、それからコロナの影響で実施できませんでした社会福祉協議会の事業であります「ふれあい金曜会」等の参加者の方にお手紙でお知らせするなど、事業の参加者が増えるよう努めているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

これも参加者5人ということで、先ほども31人という、どうも取り扱っている事業に対して、参加していただく高齢者の方の人数が少ないように思います、コロナ禍の問題とか、いろいろな難しい問題があって、こうなっているのだろうと思いますが、せっかくやるのですから、もっと大勢の方々に参加していただけるようなことを考えて進めていっていただきたいと思います。

それから、コミュニティの断絶と孤立について、ちょっとお伺いいたします。人の交流が制限されている中で、特に、独り住まいの高齢者はどれだけ寂しい思いしているかというところに思いを寄せたいと思うのですが、先ほどの答弁で示された単身高齢者443名について、要支援・要介護の認定を受けている方が何人いらっしゃるのか、また、この中で現在健康な方は何人なのかというふうな実態をしっかりと把握されていれば、どのようなケアが必要なのか、どういうふうなプログラムが必要なのかということが、おのずから分かってくると思うのです。よって、これらの実態をしっかりと把握して対処していただけるように、私から強く要請しておきたいと思います。

また、見守り活動については、老人クラブや民生委員・児童委員等々による活動、さらに新聞店やヤクルト販売等々と協定を締結したということで、見守りの活動がかなり充実してきていると思います。これらの活動によって、具体的に高齢者の身体異常などが発見されたという事例があれば御案内いただきたい。

○議長（吉田敏郎）

町民福祉部参事。

○町民福祉部参事兼福祉介護課長（渡邊雅彦）

茅沼議員の御質問にお答えいたします。

3月23日に松田郵便局、それから開成郵便局、それから開成駅前郵便局と連携協定を締結いたしております。また、3月29日に開成町をエリアといたします新聞店、それからヤクルト販売、社会福祉協議会と町で、地域見守り活動に関する協定の締結式を実施いたしております。配達などで訪問した際に配達した商品が置きっ放しになっている、それからポストに新聞や郵便物等がたまっているなどの何らかの異変の報を基に、安否確認を実施いたしまして、必要に応じまして関係機関につなぐ仕組みを構築しているところでございます。現時点におきましては、幸い協定に基づく通報はございません。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

現在、そのような通報がないということで安心しているわけですけれども、ちなみに必要に応じて関係機関につなぐ仕組みと、今、御説明いただきました。関係機関について、どのような関係機関なのか、ちょっと御紹介いただけますか。

○議長（吉田敏郎）

町民福祉部参事。

○町民福祉部参事兼福祉介護課長（渡邊雅彦）

関係機関につきましては、例えば、警察ですとか、あるいは必要に応じて消防等への連絡等を町から差し上げるような、そういう形になっております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

冒頭にも申し上げましたけれども、新型コロナ感染症対策として外出を自粛するよう、密集・密接・密閉の3密を避けるように、また、マスクを着用するようにと、日常の生活習慣が大きく変わってきて、また制限をされております。特に、高齢者にとっては、ほかの人とのコミュニケーションができない、外出の制限、あることままならないということで、孤立化が進んで身体機能の低下を招いたり認知症になる確率が高くなっています。

コロナ禍において高齢者のケアについて質問してきましたけれども、答弁にあった高齢者単身世帯の443世帯と将来的に注意しなければならない高齢夫婦世帯の713世帯、合わせて1,156世帯については、地域の民生委員等々と連携して、コロナにかかわらず、総合的なケアの実施を継続されることを要望して質問を終わりた

いと思いますが、これらの要望に対して、具体的な行動として見える化を図って、このようなことをしているということを町民にしっかりと知っていただくことが必要であると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町民福祉部参事。

○町民福祉部参事兼福祉介護課長（渡邊雅彦）

冒頭でも答弁させていただきましたように、コロナ禍におきます高齢者的心と体のケアは介護予防の観点からも非常に重要な課題でありまして、これまでも様々な取組を実施してきているところでございます。これからも、関係機関と連携しながら、高齢者的心と体のケアを進めてまいりたいと思います。また、町民の皆様に対しましては、安心していただけるように周知を徹底してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

高齢者に安心していただくまちづくりというのが大変重要だろうと思いますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（吉田敏郎）

これで茅沼議員の一般質問を終了といたします。

引き続き一般質問を行います。

7番、井上三史議員、どうぞ。

○7番（井上三史）

今日、最後になりますけれども、お疲れのところ、最後までよろしくお願ひいたします。

7番議員、井上三史。通告に従いまして、1つの項目、新型コロナワイルスワクチン接種予約の支援について、お伺いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大は、変異株が中心になり、第4波として全国に拡大しております。「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」を発出する都道府県もあり、なかなか収束の兆しが見えない状況であります。

本町では、4月に入り再び感染の拡大が懸念されております。そんな中、本町においては、65歳以上にワクチン接種クーポン券が配布され、集団接種・個別接種の予約が始まり、ようやく明るい兆しが見え始めたところです。しかしながら、ワクチン接種の予約を取りたいが電話が通じない、スマートフォンやパソコンの使い方が分からないので予約の取り方が難しい、病院に行くのが困難であるといった高齢者の声を伺っております。このような高齢者に対する支援について、町の所見をお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

井上三史議員の御質問にお答えをします。

開成町では、65歳以上の高齢者の方を対象に、新型コロナワクチンの集団接種を5月19日から、個別医療機関での個別接種を6月1日から開始をしております。接種の予約については、集団接種はコールセンターへの電話かインターネット予約となっております。また、個別接種については、各医療機関への受診の際や電話、インターネット予約など様々であります。

集団接種の予約では、電話がつながらない、インターネットの予約システムが分かりにくいなどの御意見を受ける一方、スムーズに予約、接種できましたなど御礼の言葉もいただいており、高齢者のワクチン接種に対する期待と意識の高さがうかがえます。また、高齢者の方はパソコンやスマートフォンをお持ちでない方も多く、電話での予約しかできない場合もあるため、町内に店舗を持つ携帯電話販売店と提携し、インターネットの予約の支援を開始しております。

また、接種券や予診票を含む通知文書を正しく読み解くことが困難な場合もあるため、個々の状態に応じた支援について地域への協力のお願いをいたしました。具体的には、自治会長会議や民生委員・児童委員協議会定例会議において、ワクチン接種の概要や接種を受けるまでの流れについて説明をさせていただき、地域の皆様への情報提供や支援を要する方への協力要請を行いました。また、介護の認定を受けている方々が利用する介護保険事業所や、在宅看護を要する方が利用する訪問看護ステーションなどへワクチン接種について説明に伺い、協力のお願いをいたしました。

町内の地域自治会でも支援の動きがあると伺っており、町ぐるみで声をかけ合いながら多くの方に新型コロナワクチン接種を受けていただき、この局面を乗り越えたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

井上議員。

○7番（井上三史）

一定の答弁をいただきましたので、再質問させていただきます。

高齢者はパソコンやスマートフォンを持っていない方も多いため、電話での予約のみとなる場合もあり、町内の携帯電話販売店と提携してインターネットの予約支援を行っていただきましたが、具体に、その提携内容についてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

井上議員の御質問にお答えいたします。

提携内容というところで、お答えいたします。1回目の予約のときは、こちらの体

制はできておりませんでしたけれども、2回目の6月15日からの予約に合わせて、町内のみなみ地区にございますドコモショップ足柄開成店と提携いたしまして、開成町役場会場と店舗の2か所でネット予約の支援を開始いたしました。

住民の方は、接種券と、スマートフォンをお持ちの方は持参していただきまして、お持ちでない場合は店舗で用意していただいておりますタブレット端末を利用して、ドコモショップの店員様がこちらのほうに、開成町の役場と、あと店舗で、御本人の希望を聞きながら予約と一緒に取っていただくというサポートを取ってございます。感染予防等、確実にお待たせせずにサポートするために完全予約制ということで予約を取って実施している状況です。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

井上議員。

○7番（井上三史）

もう1点ほど。通知文書を正しく読み取ることが困難な場合に応じた支援を地域に協力依頼したとしたこと、協力依頼先は自治会長会議、民生委員・児童委員定例会議、さらに町内の介護保険事業所や訪問看護ステーションにも協力を依頼したという町長答弁でした。短期間の中で多方面に精力的に協力要請をしていただいたことに敬意を表します。

さて、ここで質問させていただきますけれども、それぞれの団体や機関に、それぞれどんな依頼をし、その結果、どんな具体的な動きがあったのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

ただいまの御質問にお答えいたします。

自治会のほうには、個別通知で案内したワクチン接種に関する情報にない新たな情報が随時追加されました。町のホームページ以外に伝えるすべが非常に、再度、個別通知をするにも時間がなく、非常に難しい状態にありました。自治会長さんには、通常の依頼にはない時期に自治会への回覧を急遽、お願いしたところ、町民の方が知りたい大切な情報であるということで判断していただきまして、5月と6月の2回に臨時の回覧を自治会で回していただきました。

また、民生・児童委員の皆様には、接種券を高齢者の皆様に発送する前の4月の定例会議で事前情報を伝えました。民生委員・児童委員さんにつきましては、地域の要援護者あるいは見守り家庭ということで、かなり詳細に把握していらっしゃるということで、従来からの高齢者の安否確認活動に加えて、接種券が届いた頃に、ワクチンの接種について支援が必要か声かけ訪問などをしていただいて、予診票の記入のお手伝い、あるいは通知の内容をなかなか、かなりの枚数が入っておりましたので、こちらを要約して説明して、予約し、接種できるまでの段取りを詳しく説明して

いただいたりということで協力をお願いして、具体的に、民生委員さんが、会議で紹介させていただいたり情報提供したものを、ポイントをまとめてお手紙をポスティングしたり、あと、事前に、認知機能が少し低下している方で、大事な接種券を廃棄したり、しまい込んでしまったりすることがないようにということで、御家族に事前に連絡を取ったりしたということで、活動が詳細に、非常に細かく活動し、支援していただいている状況を伺わせていただきました。

また、介護保険の認定等を受けて1人で受診できない方も想定しました。介護保険を利用している事業者さん、あるいは訪問看護ステーションなどで、個々に関わる方を中心にワクチン接種の事前の情報提供をさせていただいて、高齢者が先行して受けることの、必ず支援が必要な方が出るであろうということで、お願いをさせていただきました。各ケアマネジャーさんの事業所等にも事前に相談をさせていただいて情報提供させていただいてたので、現在、介護保険の担当セクションあるいはワクチン対策の部署にも、こういうことで困っているという直接的な問合せ等は受けていない状況で、こちらからはワクチン接種に必要な情報、必ず支援が必要であるというところの方への情報提供、お願いをさせていただいた状況です。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

井上議員。

○7番（井上三史）

いろいろ細かいところまで対応されているというのをお聞きいたしました。

さらにですね、高齢者を対象にしたワクチン集団接種の第一弾が終了し、電話がつながりにくかったとか、高齢者にとってインターネット予約が分かりづらかったという声をよく聞いていたわけでございますけれども、割方、早い段階で予約枠がいっぱいになってしまい、やっと電話がつながったときには予約が既にいっぱいとなり、「終了しました」と言われ、がっかりしたという声も聞いております。

大分御不満のようで、お怒りの声だったわけですけれども、そこでお伺いしますけれども、集団接種の受付をするコールセンターでは、集団接種、第二弾がもう始まっていますけれども、第二弾に向けて、第一弾よりは何か改善策が取られたのかどうか。担当課のほうでは、その辺の情報をどの程度つかんでいらっしゃるのか、分かる範囲で構いませんので、その辺のところを提供、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

先ほども説明させていただきました1回目には、今回のネット予約の支援というところは実施しておりませんでした。1回目の本当に分からなかった、ネットでつながらなかった、電話もつながらなかったというところにおいて、今回、2回目で改善をした点については、この点が1点ございます。

また、ワクチン接種については、1期目、最初、皆さん、やはりワクチンがないという情報等もありまして、1回目、早く受けたいというところもあって、1回目の予約枠は本当にあつという間に即日、埋まってしまった状況でございますけれども、個別接種が6月1日からスタートしたこともございまして、2回目の今回の集団接種につきましてはかなり枠に余裕がございますので、これから、まだまだ迷っている方も、予約を入れていただければと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

井上議員。

○7番（井上三史）

大井町と山北町の集団接種のコールセンター、1か所にあるのでしょうかけれども、そのコールセンターの内部が改善はこのように講じましたということは、確認を取れていらないということなのでしょうか。町が第二弾に向けて、それなりの様々な手を打っていただいたことは先ほどの答弁で分かりましたけれども、コールセンター側そのものは、何らかの、県ないしは足柄上地区で、ここは改善したから第一弾よりは第二弾のほうが予約を取りやすくなりましたなどという明確なものはなかったのでしょうか。その辺は、どうだったのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

コールセンターについては、5町共同で民間委託をしたコールセンターで実施しております。特に大きな改善というところはしておりません。ただし、今回、2期も非常に希望が多くて枠が埋まってしまうような状況に備えて、最初からキャンセル待ちというのをこちらのほうでコールセンターに依頼しまして、キャンセル、もし御希望される場合は、集団接種はもちろんのですけれども、個別の医療機関も含めてのキャンセル待ちというのをコールセンターで予約受付をしていただくようにお願いしてございます。

そちらでキャンセル待ちを希望されて登録された方につきましては、町のほうで、医療機関が、今、かかりつけで受けていらっしゃる医療機関が多いのですけれども、かかりつけが大体終了した、一般の高齢者を受け付けますよという医療機関のほうに、そのキャンセル待ちから町のほうで振り分けて御案内をすることを2期のところでは、改善といえば、方向として、新たな方向で動いております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

井上議員。

○7番（井上三史）

ありがとうございます。大体、第二弾も少し見えてきました。

では、次の質問ですけれども、町内に医者に行くのが困難な高齢者もいらっしゃるのですけれども、こういう方の具体的な支援というのは、どのようなものがあったのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

ただいまの御質問にお答えいたします。

医者に行くのが困難な方の予防接種というところでございますけれども、体が不自由で介護あるいは見守り支援が必要な方につきましては、ほとんどの方が前提として介護保険の認定を受けてございます。また、介護保険の申請の時点で主治医の、主治医が必ずいるということでつくっておくということが前提になりますので、ほとんどの方はかかりつけの医師がいる状態でございます。

また、受診、あるいは予防接種を受けるに当たって、相談があれば、それぞれの住民の方にケアマネジャーあるいは包括支援センターのヘルパーなどが介護としてついておりますので、受診介助、あるいは移送サービスや福祉タクシーの算段など、いろいろな方法を一緒に検討していただきまして、接種を希望する方には、かかりつけのところ等を受診いたしまして接種でてきております。

また、日頃からかかりつけ医の往診を受けている場合もございます。そちらの場合は、その延長上で往診の際に予防接種を受けていただいているという場合もございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

井上議員。

○7番（井上三史）

医者に行くのが困難な高齢者も、それなりに、それなりの対応。特に、今の回答の中で医者が訪問して接種もできるという、これはすごく魅力的というよりは心強いなと。あくまでも私の認識では、医者の場所に行かなければ打てないのかということが、ちょっとその辺が気になっていたところなのですけれども、そういうところの接種の打ち方もあるのだなというようなことが分かりました。ありがとうございます。

町長答弁の最後のところに、このような答弁がありました。町内地域自治会でも支援の動きがあると伺っており、町ぐるみで声をかけ合いながら多くの方に新型コロナウイルスワクチン接種を受けていただき、この局面を乗り越えたいという御答弁で、私もこのとおりだなと思います。とにかく、この局面をどう乗り越えていくのかということでございますけれども、ここで中家村自治会の支援の動きについて紹介をさせていただきたいと思います。

「コロナウイルスワクチン集団接種の予約を手伝います」というキャッチフレーズで、6月1日に中家村自治会内に自治会長名とリンク中家村の代表名の連名の回覧が回りました。回覧の文面は、6月15日から新型コロナウイルスワクチン接種の第二

弾が始まります。しかし、電話が混み合ってなかなか予約が取りづらいようなので、自治会とリンク中家村が協力して予約の代行をすることにしました。予約の電話がつながらない、予約の仕方が分からず、こんな方は、ぜひどうぞと呼びかけた内容でした。日時は6月15日、ついこの間の火曜日、8時30分から受付開始、ワクチン接種の予約券を持って中家村公民館で行ったようです。希望される方は、6月10日までに自治会長に申し込んでくださいと結んでいました。

このことについて自治会長にお伺いいたしますと、実際に8人の申込みがあり、その後、1人のキャンセルがあったものの、6月15日の当日はリンク中家村の若手がスマホやパソコンを操作し、早い段階で7人全員、予約が取れてしまったと。自治会長も驚いていたようです。もちろん、来られた方は大変喜ばれてお帰りになったそうです。実際にやったリンク中家村代表にも伺ってみると、予約支援をした側も、やってよかったと手応えを感じていたようです。

また、やってみて何点か気づきもあったようでございます。それは、家族構成から見て、予約は多分、その家族は大丈夫であろうと思われた方も実は来られていたと。この辺は、ちょっと意外性があったようでございます。それから、公民館まで行けないので自宅に来てやってくれないかという要望もあったという、このような印象が残ったということでした。

ここで再質問いたしますけれども、中家村自治会の支援の動きから考えますと、高齢者の予約支援を求めるニーズは、町内全体ではかなり高いのではないかと推測されます。リンク中家村の代表は、町からの協力要請があれば、時間等の一定の条件が合えば、他地区自治会に出向いていって予約支援ができると言っています。一度、リンク中家村代表と連絡を取ってみるのも一案かと思われます。また、他地区自治会に予約支援ボランティアを募集してもいいのかもしれません。検討する価値があると思うのですけれども、町の見解はいかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町民福祉部長。

○町民福祉部長（亀井知之）

それでは、私からお答えさせていただきます。

今、議員から御紹介があったように、中家村の動き、非常にすばらしい動きだと思っております。また、そういうようなお手伝いを他地区の方々にも広めて自分たちでやりますよという、そういうお話も非常にありがたく感謝申し上げます。

ただ、私どもといたしましては、15日から集団接種が始まりまして、別の議員の御質問にもお答えいたしましたけれども、現在のところ、第1期の予約のように殺到して、それが回らないというような状況には現在ないというようなことが、まず一つ。

それと、先ほど課長がお答えいたしましたとおり、町内の携帯電話販売店の御協力も得て、昨日、一昨日ですか、下のロビーでやっている様子を私も見ましたけれども、それほど殺到している状況でもないというような現状を考えますと、非常にありがたい申出ではございますけれども、そういう状況ですので、ぜひ、お願いしたいという

ような状況には、現在のところはなっていないのかなと思っています。

開成町の現状を申し上げますと、約4分の3は個別接種になっている状況でございまして、あまり集団接種に駆け込んでいるような状況でもないことを考えますと、非常にありがたい申出ではございますけれども、現在のところ、ほかの自治会等に、ぜひ、お願いしたいというようなお願いをする状況にはないのかなと、そのように判断してございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

井上議員。

○7番（井上三史）

分かりました。そのような見解だというふうなことでございます。

さて、今回の私の質問は、ワクチン接種予約に関して高齢者の声で多かったのが、ワクチン接種の予約を取りたいが電話が通じなかつた、スマートフォンやパソコンの使い方が分からないので予約の取り方が難しい、病院に行くのが困難であると、この3点の内容なのですけれども、今日は高齢者のワクチン接種の予約支援に特化して質問させていただいておりますけれども、最後に残された課題なのですけれども、介護認定にならなくて接種会場に行くのに足がない、予約を手伝ってくれる公民館まで行くのに足が悪いので大変だ、等々の困難点を抱えている、取り残されてしまう独居高齢者の存在が大変、実は気になります。

同僚議員の質問の中で、どの程度でワクチン接種完了となるのかという中に、新たに予約がなかった段階で接種完了という判断をさせていただきますという答弁でございました。私がここで1つ気になるのは、受けたいのだけれども、様々な状況の中で諦めてしまうという方もいらっしゃるのではないかなど。私は、ここを少し心配しております。誰一人、取り残される高齢者が出ない、出さないという信念で新型コロナウイルスワクチン接種予約の今後の支援という在り方も、ここに、ぜひ、私は期待したい。可能な限り多くの高齢者が接種をしていくという状況、やはり、そこは、ぜひぜひ、考えていくべきだなと。

要するに、中には接種を希望しない方もいらっしゃるのを確かだと思います。予約がもうないので、この辺で終了ねという判断も分かりますけれども、その中には必ず、「受けたいのだけれども……」という、この部分をどう取り残さないで接種を受けさせるチャンスを与えることができるのか、ここが最後に残されている課題ではないのかなと思うのですけれども、この辺の点についての見解はいかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町民福祉部長。

○町民福祉部長（亀井知之）

お答えいたします。

決してワクチンのみではないと思います、そのお話は。お独り暮らしで、いろいろ、

ワクチンだけではなくて、お困りになっている面というのはたくさんあると思います。それは福祉サイドで要援護者登録をしたりとか、あるいは民生委員さんのお助けを借りたり、あるいは社協のほうもそこにかんでいるというようなことがございますので、繰り返しになりますけれども、ワクチンだけではなくて、そのような方を把握しながら、どのような支援ができるかについては、もう常日頃から、ずっと考えていかなければいけない大きな問題ではないかと認識しています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

井上議員。

○7番（井上三史）

ありがとうございます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田敏郎）

これで井上三史議員の一般質問を終了といたします。

本日の日程は全て終了いたしました。これにて散会いたします。皆様、大変お疲れさまでした。

午後4時38分 散会